

全建事発第 061 号
令和 2 年 7 月 22 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会
専務理事 山崎 篤 男
〔公 印 省 略〕

中央建設業審議会総会について（情報提供）

平素は本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきましては、令和 2 年 7 月 20 日に開催されたところですが、議事次第（別添 1）のとおり、工期に関する基準（別添 2）及び経営事項審査の審査基準の改正（別添 3）について審議され、議案のとおり了承されました。

工期に関する基準については、近々勧告が実施される見込みであり、経営事項審査の審査基準の改正については、令和 3 年 4 月 1 日より施行（一部令和 2 年度中に措置）される予定となっています。

また、災害対応に関する事項として、公共約款における不可抗力の解釈及び不可抗力条項の取扱いの明確化について報告（別添 4）がありました。公共約款第 30 条（不可抗力による損害）では、不可抗力による損害が生じた場合、損害額等のうち請負代金額の 1/100 を受注者が負担することとされていますが、今後、不可抗力の解釈の明確化を図り、リスクの高い災害復旧工事における損害については、運用により不可抗力に該当しないものとし、発注者による全額負担とする方向というものです。なお、今般の解釈明確化のきっかけとなった参議院予算委員会質疑について、委員会会議録を添付（別添 5）いたします。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件につきまして貴会会員企業の皆様へ周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

【添付資料】

- 別添 1 中建審総会 議事次第
- 別添 2 中建審資料（資料 2／工期に関する基準（案））
- 別添 3 中建審資料（資料 3／経営事項審査の審査基準の改正）
- 別添 4 中建審資料（資料 4 抜粋／災害対応のうち不可抗力の解釈等）
- 別添 5 参議院予算委員会会議録（令和 2 年 1 月 30 日）
- 参考 新聞記事（不可抗力の解釈明確化関係）

※中央建設業審議会総会資料の詳細は、次の国土交通省HPに掲載されています。

https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/totikensangyo13_sg_000179.html

（担当）事業部 堤
TEL 03-3551-9396
FAX 03-3555-3218
メール jigyo@zenken-net.or.jp

中央建設業審議会総会 議事次第

日時：令和２年７月２０日（月）
１０：００～１２：００
場所：法曹会館 高砂の間

１．開 会

２．挨 拶

３．委員紹介

４．議 事

- （１）最近の建設業を巡る状況について【報告】
- （２）工期に関する基準（案）について【審議】
- （３）経営事項審査の審査基準の改正について【審議】
- （４）その他【報告】

災害対応について

５．閉 会

－配付資料－

資料１	最近の建設業を巡る状況について
資料２－１	工期に関する基準（案）について
資料２－２	工期に関する基準（案）
資料２－３	参考事例集
資料３	経営事項審査の審査基準の改正について
資料４	災害対応について
その他	中央建設業審議会配席図・委員名簿・運営要領

工期に関する基準(案)について

- 適正な工期による請負契約の締結を促すため、改正建設業法において、中央建設業審議会が工期に関する基準を作成・勧告できることが規定された。
- これを受けて、中央建設業審議会に「工期に関する基準の作成に関するワーキンググループ」を設置し、令和元年11月より基準の検討を開始。令和2年6月の第6回WGにて基準案をとりまとめた。

委員			
青柳 剛	一般社団法人全国建設業協会総合企画委員会副委員長	佐藤 善彦	一般社団法人全国建設室内工事業協会常任理事
菅 弘史郎	電気事業連合会工務部長	佐藤 りえ子	弁護士
今泉 満	一般社団法人日本電設工業協会人材委員会働き方改革専門委員会副主査	里深 一浩	西日本高速道路(株)執行役員・技術本部長
小澤 一雅	東京大学大学院工学系研究科教授	仲田 裕一	一般社団法人不動産協会企画委員会委員長
河崎 茂	一般社団法人全国中小建設業協会副会長	古阪 秀三	【座長】立命館大学OIC総合研究機構グローバルMOT研究センター客員教授
木谷 宗一	一般社団法人日本建設業連合会建築生産委員会施工部会長	村上 清徳	東京都建設局企画担当部長
齊藤 誠	東日本旅客鉄道(株)建設工事部担当部長	(五十音順、敬称略、第6回WG開催時)	

WGでの検討事項

- 適正な工期を設定するために考慮すべき事項
- ・ 工期全般にわたって考慮すべき事項、工程別に考慮すべき事項
（例）自然要因、休日・法定外労働時間 等
 - ・ 主要民間発注分野（住宅・不動産、鉄道、電力、ガス）において考慮すべき事項 等

スケジュール

令和元年11月28日	第1回ワーキンググループ
令和2年 2月 3日	第2回ワーキンググループ
4月22日	第3回ワーキンググループ（書面開催）
6月 4日	第4回ワーキンググループ
6月19日	第5回ワーキンググループ
6月30日	第6回ワーキンググループ（とりまとめ）



（第1回WG 古阪 座長挨拶） 1

工期に関する基準（案） 概要

- 本基準は、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である。

第1章 総論

- (1) 背景
- (2) 建設工事の特徴
 - (i) 多様な関係者の関与 (ii) 一品受注生産 (iii) 工期とコストの密接な関係
- (3) 建設工事の請負契約及び工期に関する考え方
 - (i) 公共工事・民間工事に共通する基本的な考え方 (ii) 公共工事における考え方 (iii) 下請契約
- (4) 本基準の趣旨
- (5) 適用範囲
- (6) 工期設定における受発注者の責務

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- (1) 自然要因
 - 降雨日・降雪日、河川の出水期における作業制限 等
- (2) 休日・法定外労働時間
 - 改正労働基準法に基づく法定外労働時間
 - 建設業の担い手一人ひとりが週休2日（4週8休）を確保
- (3) イベント
 - 年末年始、夏季休暇、GW、農業用水塔の落水期間 等
- (4) 制約条件
 - 鉄道近接・航空制限などの立地に係る制約 等
- (5) 契約方式
 - 設計段階における受注者（建設業者）の工期設定への関与、分離発注 等
- (6) 関係者との調整
 - 工事の前に実施する計画の説明会 等
- (7) 行政への申請
 - 新技術や特許公報を指定する場合、その許可がおりるまでに要する時間 等
- (8) 労働・安全衛生
 - 労働安全衛生法等の関係法令の遵守、安全確保のための十分な工期の設定 等
- (9) 工期変更
 - 当初契約時の工期の施工が困難な場合、工期の延長等を含め、適切に契約条件の変更等を受発注者間で協議・合意
- (10) その他
 - 施工時期や施工時間、施工法等の制限 等

第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について

働き方改革に向けた意識改革や事務作業の効率化、工事開始前の事前調整、施工上の工夫、ICTツールの活用等について、他の工事現場の参考となるものを優良事例として整理 ※詳細は別紙に整理

第3章 工程別に考慮すべき事項

- (1) 準備
 - (i) 資機材調達・人材確保
 - (ii) 資機材の管理や周辺設備
 - (iii) その他
- (2) 施工
 - (i) 基礎工事 (ii) 土工事 (iii) 躯体工事
 - (iv) シールド工事 (v) 設備工事
 - (vi) 機器製作期間・搬入時期 (vii) 仕上工事
 - (viii) 前面及び周辺道路状況の影響 (ix) その他
- (3) 後片付け
 - (i) 完了検査 (ii) 引き渡し前の後片付け、清掃等の後片付け期間
 - (iii) 原型復旧条件

第4章 分野別に考慮すべき事項

- (1) 住宅・不動産分野
- (2) 鉄道分野
- (3) 電力分野
- (4) ガス分野

第6章 その他

- (1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応
 - 駆け込みホットラインの活用
- (2) 新型コロナウイルス感染症焼対策を踏まえた工期等の設定
 - 受発注者間及び元下間において、協議を行い、必要に応じて適切に契約変更
- (3) 基準の見直し
 - 本基準の運用状況等を踏まえて、見直し等の措置を講ずる

工期に関する基準（案） 詳細（1/4）

- 第1章では、本基準を作成した背景や、建設工事の特徴、請負契約及び工期に関する考え方（公共、民間（下請契約含む））、本基準の趣旨及び適用範囲、工期設定に受発注者の責務について記載。

第1章 総論

（1）背景

（2）建設工事の特徴

（i）多様な関係者の関与

- 建設工事の工期については、元下間などの各々の下請契約においても適正な工期が確保されるように全工程を通して適切に設定することが求められる

（ii）一品受注生産

- 供与目的に応じて、発注者から、一品ごとに受注して生産され、受注した工事ごとに、工程が異なるほか、目的物が同一であっても、天候や施工条件等によって施工方法は影響を受けるため、追加工事や設計変更、工程遅延が発生する場合がある

（iii）工期とコストの密接な関係

- 建設工事において、品質・工期・コストの3つの要素はそれぞれ密接に関係しており、ある要素を決定するに当たっては、他の要素との関係性を考慮しなければならない

（3）建設工事の請負契約及び工期に関する考え方

（i）公共工事・民間工事に共通する基本的な考え方

- 建設工事の請負契約については、建設業法第18条、第19条等において、受発注者間及び元下間が対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実に履行しなければならない

（ii）公共工事

- 建設業法に加え、公共工事品質確保法や入札契約適正化法において 公共工事独自のルールが定められている
- 元請負人は、工事を円滑に完成するため、関連工事との調整を図り、必要がある場合は、下請負人に対して指示を行うが、工期の変更契約等が生じる場合は、元下間で協議・合意の上、工期や請負代金の額を変更する

（iii）下請契約

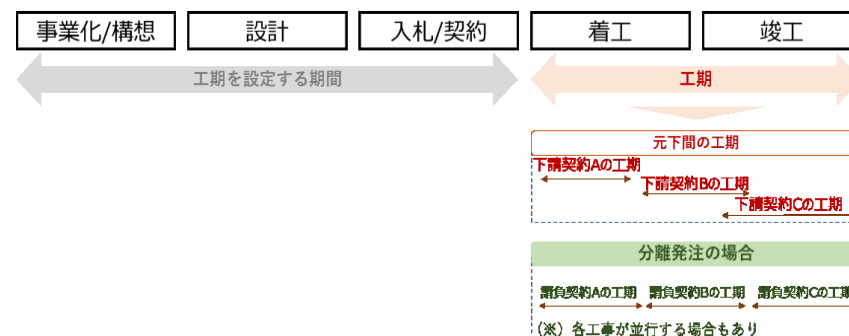
- 前工程で工程遅延が発生した場合は、後工程がしわ寄せを受けることのないように、元下間で協議・合意の上、工期や請負代金の額を変更する

（4）本基準の趣旨

- 適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準

（5）適用範囲

- 本基準の対象は、公共工事・民間工事を問わず、発注者及び受注者（下請負人を含む）を含む、あらゆる建設工事が対象
- 本基準における工期とは、建設工事の着工から竣工までの期間



（6）工期設定における受発注者の責務

- 公共工事、民間工事を問わず、建設工事の請負契約を締結するに当たっては、適正な工期を設定できるよう、契約の当事者が対等な立場で、それぞれの責務を果たす必要性がある
- 工期設定における発注者 / 受注者が果たすべき責務について規定

- 第2章では、自然要因や休日・法定外労働時間、契約方式、関係者との調整、行政への申請、工期変更等、工期全般にわたって考慮すべき事項について記載。

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

（1）自然要因

- ・ 降雨日・降雪日（雨休率の設定 等）
- ・ 寒冷・多雪地域における冬期休止期間 等

（2）休日・法定外労働時間

- ・ 改正労働基準法の令和6年からの適用
- ・ **週休2日（4週8休）**をすべての建設現場に定着させていくためには、**建設業界が一丸となった意識改革が必要**。価値観の転換のためには、**4週8閉所の取組は有効な手段の一つ**であると考えられる。また、**交代勤務制による建設業の担い手一人ひとりの週休2日（4週8休）の確保が有効な手段の一つ**であると考えられる。
- ・ ただし、**必ずしも4週8閉所等が適当とは限らない工事が存在**することに留意。
- ・ 週休2日に当たっては、**日給制技能労働者等の処遇水準の確保に十分留意**し、労務費等その他の必要経費に掛かる見直し等の効果が確実に行き渡るよう、適切な賃金水準の確保等を図る

（3）イベント

- ・ 年末年始、夏季休暇、ゴールデンウィーク、地元の催事等に合わせた特別休暇・不稼働日 等

（4）制約条件

- ・ 鉄道近接、航空制限などの立地に係る制限
- ・ 周辺への振動、騒音、粉塵、臭気、工事車両の通行量等に配慮した作業や搬出入時間の制限

（5）契約方式

- ・ 契約方式によっては、**受注者（候補者含む）が施工段階より前に工期設定に関与する場合**があり、**受注者の知見を設計図書等に反映し、受発注者双方の協議・合意の上で、施工段階の適正な工期を確保していくことが重要**

- ・ **分離発注**の場合は、**発注者が、分離発注した個々の工事の調整を行い、適正な工期を設定すると共に、前工程の遅れによる後工程へのしわ寄せの防止に関する取組等を行う必要**がある

（6）関係者との調整

- ・ 電力・ガス事業者などの占用企業者等との協議調整に要する時間 等

（7）行政への申請

- ・ 交通管理者（警察）との道路工事等協議、道路使用許可申請等に要する時間 等

（8）労働・安全衛生

- ・ 労働安全衛生法等関係法令を遵守し、**労働者の安全を確保するための十分な工期を設定**することで、**施工の安全性を確保**するとともに、社会保険の法定福利費や安全衛生経費を確保することが必要であり、契約締結に当たっては、**安全及び健康の確保に必要な期間やこれらの経費が適切に確保されることが必要** 等

（9）工期変更

- ・ 当初契約時の工期で施工ができない場合、**工期の延長等を含め、適切に契約条件の変更等を受発注者間で協議して合意したうえで施工を進める**
- ・ 工期変更等に伴う工期延長や、工程遅延等が生じたにも関わらず工期延長ができず、**後工程の作業が短期間での実施を余儀なくされる等の場合は、受発注者間で協議の上、必要な請負代金の額の変更等、適切な変更契約を締結**

（※）受発注者間で契約条件の変更等をした場合には、その結果を適切に元下間の契約に反映

（10）その他

工期に関する基準（案） 詳細（3/4）

- 第3章では、準備段階・施工段階・後片付け段階の各工程において考慮すべき事項について記載。
- 第4章では、民間発注工事の大きな割合を占める住宅・不動産、鉄道、電力、ガスの4分野については、分野別の考慮事項を記載。

第3章 工程別に考慮すべき事項

（1）準備

（i）資機材調達・人材確保

- ・ 資機材の流通状況や職種・地域により特定の人材が不足する場合があるため、必要に応じ、それぞれの調達に要する時間

（ii）資機材の監理や周辺設備

- ・ 工事用資機材の保管及び仮置き場の設置や駐車場の確保、宿泊施設の手配等に要する時間 等

（iii）その他

（2）施工

（i）基礎工事

- ・ 杭、山留等に関する考慮事項

（ii）土工事

- ・ 地山掘削、盛土工事に関する考慮事項

（iii）躯体工事

- ・ 構法、鉄骨等に関する考慮事項

（iv）シールド工事

- ・ シールドマシンの制作時間、先行作業 等

（v）設備工事

- ・ 荷揚げ設備による制約（クレーン、エレベーター、リフト、構台）やサッシ・建具の取り付けの遅れ等に関する考慮事項

（vi）機器製作期間・搬入時期

（vii）仕上工事

- ・ 地山掘削、盛土工事に関する考慮事項

- ・ 塗装工事・タイル工事等に関する考慮

（viii）前面及び周辺道路条件の影響

（ix）その他

- ・ アスベスト対応（届出、前処理、除去作業、事後処理）に要する時間

（3）後片付け

（i）完了検査

- ・ 自主・消防・官公庁等の完了検査に要する時間
- （ii）引き渡し前の後片付け、清掃等の後片付け期間
- （iii）原形復旧条件

第4章 分野別に考慮すべき事項

（1）住宅・不動産分野

（i）新築工事

（ii）改修工事

（iii）再開発事業

（2）鉄道分野

（i）新線建設や連続立体交差事業等の工事

（ii）線路や駅等の改良工事

（iii）線路や構造物の保守工事

（3）電力分野

（i）発電設備

（ii）送電設備

（4）ガス分野

（i）新設工事

（ii）改修工事

- 第5章では、働き方改革・生産性向上に向け、他社の優良事例を参考にすることが有効である旨を記載。
- 第6章では、本基準を運用するうえで考慮すべき事項などを記載。

第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について

- ・ 建設業の働き方改革や生産性向上を進めるに当たっては、自社の取組のみならず、他社の優良事例を参考にして、様々な創意工夫を行っていくことも必要である。そのため、別紙として『週休2日達成に向けた取組の好事例集』から取り組みを抽出し、別紙を作成
『週休2日達成に向けた取組の好事例集』：https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000178.html

第6章 その他

（1）著しく短い工期と疑われる場合の対応

法令違反行為の疑義情報を受け付ける**駆け込みホットラインが設置**されており、締結された請負契約が、本基準等を踏まえて著しく短い工期に該当すると考えられる場合は、**発注者、元請負人、下請負人問わず、適宜相談が可能**

著しく短い工期による請負契約を締結したと判断された場合には、許可行政庁は、建設業法第19条の6に基づき発注者に対する**勧告を行うことができる**ほか、勧告を受けた発注者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することが可能

（2）新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた工期等の設定

施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、手洗いなどの感染予防の徹底に加え、建設現場における「三つの密」の回避やその影響を緩和するための対策の徹底を図ることが必要

国土交通省では、「三つの密」回避やその影響を緩和するための対策の徹底のため、ガイドラインを作成・周知

こうした施工中の工事における新型コロナ感染症の拡大防止措置等の取組を実践するに当たっては、入室制限に伴う作業効率の低下や、作業員の減少に伴う工期の延長、作業場や事務所の拡張・移転、消毒液の購入、パーテーションの設置等に伴う経費増等が見込まれることから、あらかじめ請負代金の額に必要な経費を盛り込むほか、受発注者間及び元下間において協議を行った上で、必要に応じて適切な変更契約を締結することが必要

特に、「三つの密」回避に向けた取組の中で、前工程で工程遅延が発生し、**適正な工期を確保できなくなった場合は、元下間で協議・合意の上、必要に応じて工期の延長を実施**

サプライチェーンの分断等による資機材の納入遅れ、感染者又は感染疑い者の発生等による現場の閉鎖、現場必要人員の不足等により工期の遅れが生じた場合や、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言下において、特定警戒都道府県より労務調達を要する場合は、当該労務者の健康状態にかかる経過観察期間を要するため、受発注者間及び元下間において協議を行った上で、必要に応じて適切な工期延長等の対応をすることが必要

（3）基準の見直し

今後、**本基準の運用状況を注視するとともに**、本基準の運用状況等を踏まえて必要がある場合は、**適宜、見直し等の措置を講ずる**。また、今後の長時間労働の是正に向けた取組や、i-Constructionなどの生産性向上に向けた技術開発、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた安全衛生の取組などの状況については、本基準の見直しの際に適宜検討し、必要に応じて本基準に盛り込んでいくことが必要

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31

工期に関する基準
(案)

(案)

目 次

第 1 章 総論

- (1) 背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (2) 建設工事の特徴・・・・・・・・・・ 5
- (3) 建設工事の請負契約及び工期に関する考え方・・・・・・・・ 6
- (4) 本基準の趣旨・・・・・・・・・・ 1 1
- (5) 適用範囲・・・・・・・・・・ 1 2
- (6) 工期設定における受発注者の責務・・・・・・・・ 1 4

第 2 章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- (1) 自然要因・・・・・・・・・・ 1 9
- (2) 休日・法定外労働時間・・・・・・・・ 1 9
- (3) イベント・・・・・・・・・・ 2 2
- (4) 制約条件・・・・・・・・・・ 2 2
- (5) 契約方式・・・・・・・・・・ 2 3
- (6) 関係者との調整・・・・・・・・・・ 2 4
- (7) 行政への申請・・・・・・・・・・ 2 4
- (8) 労働・安全衛生・・・・・・・・・・ 2 5
- (9) 工期変更・・・・・・・・・・ 2 5
- (10) その他・・・・・・・・・・ 2 6

第 3 章 工程別に考慮すべき事項

- (1) 準備・・・・・・・・・・ 2 7
- (2) 施工・・・・・・・・・・ 3 1
- (3) 後片付け・・・・・・・・・・ 3 6

第 4 章 分野別に考慮すべき事項

- (1) 住宅・不動産分野・・・・・・・・ 3 8
- (2) 鉄道分野・・・・・・・・・・ 3 9
- (3) 電力分野・・・・・・・・・・ 4 0
- (4) ガス分野・・・・・・・・・・ 4 0

(案)

1	第5章 働き方改革・生産性向上の取組について・ ・ ・ ・ ・	4 2
2		
3	第6章 その他	
4	（1）著しく短い工期と疑われる場合の対応・ ・ ・ ・ ・	4 3
5	（2）新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた工期等の設定・ ・ ・ ・	4 3
6	（3）基準の見直し・ ・ ・ ・ ・	4 4
7		

(案)

工期に関する基準

第1章 総論

(1) 背景

建設業は、社会資本整備の担い手であるとともに、民間経済を下支えし、災害時には最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う「地域の守り手」として、大変重要な役割を果たしている。建設業がその役割を果たしつつ、今後も魅力ある産業として活躍し続けるためには、自らの生産性向上と併せ、中長期的な担い手確保に向け、長時間労働の是正、週休2日の達成等の働き方改革を推進しなければならない。一方、建設工事の発注者においても、自身の事業を推進するうえで建設業者が重要なパートナーであることを認識し、建設業における働き方改革に協力することが必要である。

また、建設業については、労働基準法上、いわゆる36協定で定める時間外労働の限度に関する基準（限度基準告示）の適用対象外とされていたが、第196回国会（常会）で成立した「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（以下「働き方改革関連法」という。）による改正後の労働基準法において、労使協定を結ぶ場合でも上回ることでない時間外労働の上限について法律に定めたうえで、違反について罰則を科すこととされ、建設業に関しても、平成31年4月の法施行から5年間という一定の猶予期間を置いたうえで、令和6年4月より、罰則付き上限規制の一般則を適用することとされている。

建設業の働き方改革に向けては、民間も含めた発注者の理解と協力が必要であることから、建設業への時間外労働の上限規制の適用までの間においても、関係者一丸となった取組を強力に推進するため、平成29年6月には「建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議」を設置し、8月には「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」を策定したところである。さらに、同ガイドラインの浸透及び不断の改善に向け、「建設業の働き方改革に関する協議会」（主要な民間発注者団体、建設業団体及び労働組合が参画）の設置と併せて、業種別の連絡会議（鉄道、住宅・不動産、電力及びガス）を設置し、業種ごとの特殊事情や契約状況等を踏まえた対応方策の検討を重ねてきたところである。

政府としてこうした取組を進めている一方、現状でも通常必要と認められ

(案)

る期間に比して短い期間による請負契約がなされ、長時間労働等が発生している。また、前工程の遅れや受発注者間及び元請負人―下請負人間（元請負人と一次下請負人間、一次下請負人と二次下請負人間など。以下「元下間」と言う。）の未決定事項の調整、工事内容の追加・変更等を理由に、工期が遅れる事例が散見される。このような理由で工期が遅れた場合、契約変更により工期を延長することが望ましいが、受注者が早出・残業や土日・祝日出勤により施工時間を延長する等、必ずしも働き方改革に資するとは限らない対応がとられている場合もある。

こうしたことを背景に、令和元年6月の第198回国会（常会）において、公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律を一体として改正する「新・担い手3法」が成立し、建設業法第34条においては、中央建設業審議会において建設工事の工期に関する基準を作成し、その実施を勧告することができることとされた。

中央建設業審議会では、令和元年9月に工期に関する基準の作成に関するワーキンググループを設置し、11月の第1回開催以降、合計6回にわたるワーキンググループでの審議のうえ、中央建設業審議会において令和2年〇月に本基準を作成した。

(2) 建設工事の特徴

(i) 多様な関係者の関与

建設工事は、道路、堤防、ダム、鉄道、住宅、オフィスビルなど、あらゆる社会資本の整備を担うものである。また、発注者は国・地方公共団体・企業・個人と様々であり、他方、建設工事の施工に当たっては、工事の規模や内容によって、ゼネコンから基礎工事、躯体工事、仕上工事等それぞれの工程・技術に特化した専門工事業者に至るまで、様々な業者が工事に関与している。受発注者間で設定する工期、元下間で設定する工期（元請負人―一次下請負人間、一次下請負人―二次下請負人間等）など、建設工事1つにおいても多数の工期が設定されており、また、受発注者間で設定した工期は、元下間で設定する専門工事ごとの多様な工期で構成されている。

そのため、建設工事の工期については、受発注者間で目的物の効用が最大限発揮されるように設定することは勿論、元下間などの各々の下請契約においても適正な工期が確保されるよう、全工程を通して適切に設定することが求められる。

(案)

1 (ii) 一品受注生産

2 建設工事の目的物は、同一の型で大量生産されるような工業製品とは異な
3 り、その目的（オフィス、商業用施設、居住用家屋、道路や河川などの社会
4 資本等）や立地条件に応じて、発注者から、一品ごとに受注して生産される
5 ものである。受注した工事ごとに工程が異なるほか、目的物が同一であって
6 も天候や施工条件等によって施工方法が影響を受けるため、工程は異なるも
7 のとなる。また、追加工事や設計変更等が発生する場合には、必要に応じて、
8 受発注者間及び元下間でその変更理由を明らかにしつつ協議を行い、受発注
9 者及び元下間双方の合意により、工期の延長等、適切に契約条件を変更する
10 ことが重要である。

12 (iii) 工期とコストの密接な関係

13 建設工事において、品質・工期・コストの3つの要素はそれぞれ密接に関
14 係しており、ある要素を決定するに当たっては、他の要素との関係性を考慮
15 しなければならない。また、施工に当たっては、安全確保と環境保全も重要
16 な要素であり、その徹底が求められる。

17 建設工事では、設計図書に規定する品質の工事目的物を施工するために必
18 要な工期・コスト（請負代金の額）が受発注者間（※）及び元下間で協議・
19 合意されて、請負契約が締結される。受発注者間及び元下間の協議において
20 は、天候、地盤等の諸条件や施工上の制約をはじめ、本基準を踏まえて検討
21 された適正な工期設定を行うとともに、双方において生産性向上に努めるこ
22 とが重要である。

23 （※）公共工事については発注者が設定し、入札に付される。

24 なお、災害復旧工事など社会的必要性等に鑑み、早期に工事を完了させな
25 くてはならない場合には、それに伴って必要となる資材・労務費等を適切に
26 請負代金の額に反映しなくてはならない。

28 (3) 建設工事の請負契約及び工期に関する考え方

29 (i) 公共工事・民間工事に共通する基本的な考え方

30 建設工事の請負契約については、建設業法第18条、第19条等において、
31 受発注者や元請負人と下請負人が対等な立場における合意に基づいて公正
32 な契約を締結し、信義に従って誠実に履行しなければならないことや、工事
33 内容や請負代金の額、工期等について書面に記載すること、不当に低い請負
34 代金の禁止などのルールが定められている。

35 加えて、令和元年6月には、働き方改革の促進のために建設業法が改正さ
36 れ、より一層の工期の適正化が求められることとなった。

(案)

- 1 ・ 請負契約における書面の記載事項の追加（第 19 条）：建設工事の請
2 負契約の当事者が請負契約の締結に際して工事を施工しない日又
3 は時間帯の定めをするときは、その内容を書面に記載しなければならない。
4
5 ・ 著しく短い工期の禁止（第 19 条の 5、第 19 条の 6）：注文者は、
6 その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期
7 間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはな
8 らない。また、建設業者と請負契約（請負代金の額が政令で定める
9 金額以上であるものに限る。）を締結した発注者がこの規定に違反
10 した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者
11 の許可をした国土交通大臣等は、当該発注者に対して必要な勧告を
12 することができ、国土交通大臣等は、この勧告を受けた発注者がそ
13 の勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。国土交
14 通大臣等は、勧告を行うため必要があると認めるときは、当該発注
15 者に対して、報告又は資料の提出を求めることができる。
16 ・ 建設工事の見積り等（第 20 条）：建設業者は、建設工事の請負契約
17 を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の工程ごとの作業及び
18 その準備に必要な日数を明らかにして、建設工事の見積りを行うよ
19 う努めなければならない。
20 （※）費用の見積りだけでなく日数も見積りをする。
21 ・ 工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の提供（第 20 条の 2）：建
22 設工事の注文者は、当該建設工事について、地盤の沈下その他の工
23 期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定
24 める事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結
25 するまでに、建設業者に対して、その旨及び当該事象の状況の把握
26 のため必要な情報を提供しなければならない。
27 ・ 工期に関する基準の作成（第 34 条）：中央建設業審議会は、建設工
28 事の工期に関する基準を作成し、その実施を勧告することができる。

29 更に、請負契約の「片務性」の是正と契約関係の明確化、適正化のため、
30 建設業法第 34 条に基づき、中央建設業審議会が、公正な立場から、請負契
31 約の当事者間の具体的な権利義務関係の内容を律するものとして決定し、当
32 事者にその採用を勧告する建設工事の標準請負契約約款である公共工事標
33 準請負契約約款や民間工事標準請負契約約款等に沿った請負契約の締結が
34 望まれる。

35 また、労働安全衛生法第 3 条においても、仕事を他人に請け負わせる者は、
36 施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのあ

(案)

る条件を附さないように配慮しなければならないこととされている。

受発注者間（※）及び元下間においては、これら法令等の規定を遵守し、双方対等な立場に立って、工期を定める期間を通じて、十分な協議や質問回答の機会、調整時間を設け、天候、地盤等の諸条件や施工上の制約等、基準を踏まえて検討された適正な工期設定を行うとともに、本基準を踏まえた適正な工期設定を含む契約内容について十分に理解・合意したうえで工事請負契約を締結するのが基本原則である。なお、前工程で工程遅延が発生し、適正な工期を確保できなくなった場合は、元請負人の責に帰すべきもの、下請負人の責に帰すべきもの、不可抗力のように元請負人及び下請負人の責に帰すことができないものがあり、双方対等な立場で遅延の理由を明らかにしつつ、元下間で協議・合意のうえ、必要に応じて工期を延長するほか、必要となる請負代金の額（リース料の延長費用、前工程の遅延によって後工程が短期間施工となる場合に必要となる人件費、施工機械の損料等の掛かり増し経費等）の変更等を行う。

（※）公共工事については発注者が設定し、入札に付される。

（ii）公共工事における基本的な考え方

公共工事は、現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして重要な意義を有しているため、建設業法に加え、公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下「公共工事品質確保法」という。）や公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「入札契約適正化法」という。）において公共工事独自のルールが定められている。

✓ 請負契約の締結について

公共工事においては、公共工事品質確保法第3条第8項に基づき、その品質を確保するうえで、公共工事の受注者のみならず、下請負人及びこれらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ重要な役割を果たすことに鑑み、公共工事等における請負契約の当事者が、各々の対等な立場における合意に基づいて、市場における労務の取引価格、健康保険法等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期を定める公正な契約を締結することが求められる。

✓ 工期の設定について

公共工事においては、公共工事品質確保法第7条第1項第6号において、公共工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保さ

(案)

れるよう、公共工事に従事する者の休日、工事の実施に必要な準備期間、天候その他のやむを得ない事由により工事の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮し、適正な工期を設定することが発注者の責務とされている。

また、公共工事品質確保法に基づく発注関係事務の運用に関する指針において、建設資材や労働者確保のため、実工期を柔軟に設定できる余裕期間制度の活用といった契約上の工夫を行うよう努めることとされており、具体的には、

- ・ 発注者が工事の始期を指定する方式（発注者指定方式）
- ・ 発注者が示した工事着手期限までの間で受注者が工事の始期を選択する方式（任意着手方式）
- ・ 発注者が予め設定した全体工期の中で受注者が工事の始期と終期を決定する方式（フレックス方式）

があり、余裕期間制度の活用に当たっては、地域の実情や他の工事の進捗状況等を踏まえて、適切な方式を選択することとされている。

さらに、入札契約適正化法第 18 条に基づく公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（以下「入札契約適正化指針」という。）において、発注者の責務として、工期の設定に当たり、工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件のほか、次に掲げる事項等を適切に考慮することとされている。

- ・ 公共工事に従事する者の休日（週休 2 日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇）
- ・ 建設業者が施工に先立って行う、労務・資機材の調達、現地調査、現場事務所の設置等の準備期間
- ・ 工事完成後の自主検査、清掃等を含む後片付け期間
- ・ 降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数
- ・ 用地取得や建築確認、道路管理者との調整等、工事着手前に発注者が対応すべき事項がある場合には、その手続に要する期間過去の同種類似工事において当初の見込みよりも長い工期を要した実績が多いと認められる場合には、当該工期の実績

✓ 施工時期の平準化について

公共工事においては、年度初めに工事量が少なくなる一方、年度末に工事量が集中する傾向があり、公共工事に従事する者において長時間労働や休日の取得しにくさ等につながることで懸念されることから、公共工事品質確保法第 7 条第 1 項第 5 号や入札契約適正化指針において、計画的に発

(案)

1 注を行うとともに、工期が一年に満たない公共工事についての繰越明許
2 費・債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期の設定など必要な措置
3 を講じることにより、施工時期の平準化を図ることが発注者の責務とされ
4 ている。

6 ✓ 予定価格の設定について

7 公共工事においては、公共工事品質確保法第7条第1項第1号におい
8 て、公共工事を実施する者が、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に
9 育成され及び確保されるための適正な利潤を確保することができるよう、
10 適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘
11 案し、市場における労務及び資材等の取引価格、健康保険法等の定めると
12 ころにより事業主が納付義務を負う保険料等とともに、工期、公共工事の
13 実施の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正
14 に定めることが発注者の責務とされている。

16 ✓ 工期変更について

17 公共工事においては、公共工事品質確保法第7条第1項第7号や入札
18 契約適正化指針において、設計図書に示された施工条件と実際の工事現
19 場の状態が一致しない場合、用地取得等、工事着手前に発注者が対応すべ
20 き事項に要する手続の期間が超過するなど設計図書に示されていない施
21 工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合、災害
22 の発生などやむを得ない事由が生じた場合その他の場合において必要が
23 あると認められるときは、適切に設計図書の変更を行うものとされてい
24 る。

25 また、工事内容の変更等が必要となり、工事費用や工期に変動が生じた
26 場合には、施工に必要な費用や工期が適切に確保されるよう、公共工事標
27 準請負契約約款に沿った契約約款に基づき、必要な変更契約を適切に締
28 結するものとし、この場合において、工期が翌年度にわたることとなった
29 ときは、繰越明許費の活用その他の必要な措置を適切に講ずることとさ
30 れている。

32 (iii) 下請契約における基本的な考え方

33 建設工事標準下請契約約款では、下請契約において、元請負人は、下請負
34 人に対し、建設業法及びその他の法令に基づき必要な指示・指導を行い、下
35 請負人はこれに従うこととされている。また、元請負人は、工事を円滑に完
36 成させるため、関連工事との調整を図り、必要がある場合は、下請負人に対

(案)

1 して指示を行うが、工期の変更契約等が生じる場合は、元下間で協議・合意
2 のうえ、工期や請負代金の額を変更することとされている。加えて、下請負
3 人は関連工事の施工者と緊密に連絡協調を図り、元請工事の円滑な完成に
4 協力することが重要である。

5 下請契約、特に中小零細企業が多く見られる専門工事業者が締結する下
6 請契約においては、多くの場合、注文者が設定する工期に従っているほか、
7 内装工事などの仕上工事、設備工事は前工程のしわ寄せを受けることが多
8 く、竣工日優先で発注・契約され、納期が変更・延期されないまま短縮工期
9 となっても費用増が認められない場合がある。また、工事の繁忙期にあって
10 は急な増員が困難な場合もある。元下間においても下請負人の工期の見積
11 りを尊重して適正な工期を設定するとともに、前工程で工程遅延が発生し
12 た場合には後工程がしわ寄せを受けることのないよう工期を適切に延長す
13 るとともに、竣工日優先で工程を短縮せざるを得ない場合は、元下間で協
14 議・合意のうえ、契約工期内の突貫工事等に必要な掛増し費用等、適切な変
15 更契約を締結しなければならない。

17 (4) 本基準の趣旨

18 本基準は、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負
19 人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期
20 を確保するための基準である。当初契約や工期の変更に伴う契約変更に際し
21 ては、本基準を用いて各主体間で公平公正に最適な工期が設定される必要が
22 ある。その結果として、長時間労働の是正等の働き方改革が進むことで建設
23 業が担い手の安心して活躍できる魅力ある産業となり、他方、発注者として
24 も自身の事業のパートナーが持続可能となることで質の高い建設サービス
25 を享受することができ、相互にとって有益な関係を構築するための基準でも
26 ある。

27 なお、著しく短い工期の疑義がある場合には、本基準を踏まえるとともに、
28 過去の同種類似工事の実績との比較や建設業者が行った工期の見積りの内
29 容の精査などを行い、許可行政庁が工事ごとに個別に判断する。著しく短い
30 工期による請負契約を締結したと判断された場合には、発注者に対しては建
31 設業法第 19 条の 6 に規定される勧告がなされ、また、建設工事の注文者が
32 建設業者である場合には、国土交通大臣等は建設業法第 41 条に基づく勧告
33 や第 28 条に基づく指示を行うことができる。加えて、入札契約適正化法第
34 11 条第 2 項では、公共工事においては、建設工事の受注者が下請負人と著し
35 く短い工期で下請契約を締結していると疑われる場合は、当該工事の発注者
36 は当該受注者の許可行政庁にその旨を通知しなければならないこととされ

(案)

1 ている。

＜建設業法＞

第十九条の六 （略）

- 2 建設業者と請負契約（請負代金の額が政令で定める金額以上であるものに限る。）を締結した発注者が前条の規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができる。
- 3 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の勧告を受けた発注者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の勧告を行うため必要があると認めるときは、当該発注者に対して、報告又は資料の提出を求めることができる。

＜入札契約適正化法＞

第十一条 各省各庁の長等は、それぞれ国等が発注する公共工事の入札及び契約に関し、当該公共工事の受注者である建設業者（建設業法第二条第三項に規定する建設業者をいう。次条において同じ。）に次の各号のいずれかに該当すると疑うに足りる事実があるときは、当該建設業者が建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事に対し、その事実を通知しなければならない。

（略）

二 第十五条第二項若しくは第三項、同条第一項の規定により読み替えて適用される建設業法第二十四条の八第一項、第二項若しくは第四項又は同法第十九条の五、第二十六条第一項から第三項まで、第二十六条の二若しくは第二十六条の三第六項の規定に違反したこと。

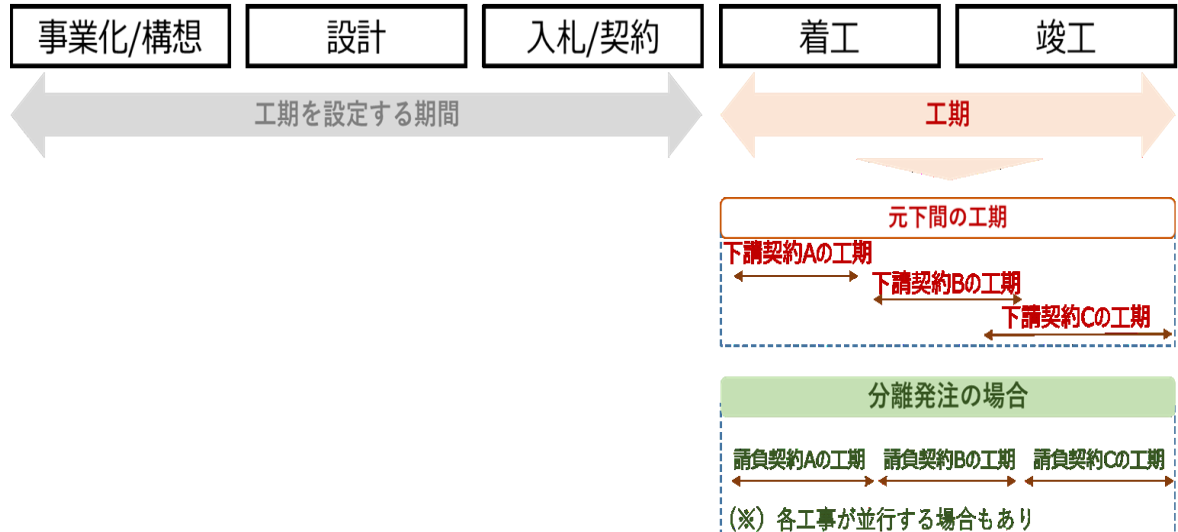
2

3 （５） 適用範囲

4 建設業法が、建設工事の全ての請負契約を対象にしていることを踏まえ、
5 本基準の適用範囲は、公共工事・民間工事を問わず、発注者及び受注者（下
6 請人を含む）、及び民間発注工事の大きな割合を占める住宅・不動産、鉄道、
7 電力、ガスを含む、あらゆる建設工事が対象である。

(案)

また、「工期」とは、建設工事の着工から竣工までの期間を指す。



なお、施工段階より前段階の、事業化/構想、設計、資機材の調達等の計画・進捗・品質が工期に影響を与えるため、円滑な進捗や完成度の高い成果物の作成等に努め、工期にしわ寄せが生じないようにしなくてはならない。また、事業化/構想段階、設計段階において工程や工期を検討する場合は、施工段階における適正な工期の確保に配慮することが重要である。

そのため、事業化/構想段階、設計段階など工期を検討する段階で、適正に工期を設定するための知見や生産性向上のノウハウを盛り込むために、工事の特性等に合わせて、施工段階の前段階から受注者が関与することも有用である。また、施工段階において、設備工事等の各工事を分離して発注・契約する場合においても、本基準を用いて、適正な工期を設定する必要がある。

<用語の定義>

工期：建設工事の着工から竣工までの期間

発注者：建設工事（他の者から請け負ったものを除く）の注文者をいう

受注者：発注者から直接工事を請け負った請負人をいう

元請負人：下請契約における注文者で、建設業者であるもの

下請負人：下請契約における請負人

下請契約：建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者と他の建設業を営む者との間で当該建設工事の全部又は一部について締結される請負契約

(案)

(6) 工期設定における受発注者の責務

工期は、一般的に、公共工事では発注者が設定し、入札に付される。他方、民間工事では、受注（候補）者の提案等に基づいて発注者が設定する場合、受注者が発注者の希望に基づき提案し受発注者双方が合意のうえで設定する場合、施工段階より前に受注（候補）者が参画しつつ受発注者双方が合意のうえで設定する場合等、様々な場合がある。

なお、公共工事、民間工事を問わず、建設工事の請負契約を締結するに当たっては、適正な工期を設定できるよう、契約の当事者が対等な立場で、それぞれの責務を果たす必要がある。

<一般的な工期の設定者>

○公共工事：

- ・ 発注者が工期を決定。

(※) 公示段階で仕様の前提となる条件が不確定な場合（技術提案によって仕様の前提となる条件が変わる場合を含む。）には、発注者、優先交渉権者（施工者）及び設計者の三者がパートナーシップを組み、発注者が柱となり、三者が有する情報・知識・経験を融合させながら、設計を進めていく場合がある。

(『国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン（国土交通省大臣官房地方課、技術調査課、官庁営繕部（令和２年１月））』における、技術協力・施工タイプなど。)

○民間工事：

- ・ 発注者が経験則から想定したり、設計者の協力を踏まえつつ工期を概算する等、受注者に発注者の希望を伝達。その後、受注者から提案を受けて、受発注者の双方合意のうえで工期を決定。
- ・ 受注者が施工段階より前に関与して、受発注者の双方合意のうえで、工期を決定する場合もある。

<工期設定における発注者の果たすべき責務>

- ・ 発注者は、受注者の長時間労働の是正や建設業の担い手一人ひとりの週休２日の確保など、建設業への時間外労働の上限規制の適用に向けた環境整備に対し協力する。
- ・ 作成された設計図書の完成度が十分でない場合、設計変更に伴う遅延やそれを補完する業務が施工段階で発生するおそれがあるため、設計図書未決定事項の解消や意匠・構造・設備の整合性をとることで完成度を高めるように努める。

(案)

- 1 ・ 発注者において適正な工期設定に関する知見を有する者（エンジニア等）
2 が工期算定の職務に従事している場合は、工期設定の検討段階でその知
3 見を十分に活用・反映させる必要がある。
- 4 ・ 受注者が関与することなく発注者（設計者を含む）が工期を設定する場
5 合、第2章（10）その他にある日本建設業連合会の「建築工事適正工期
6 算定プログラム」や国土交通省の「工期設定支援システム」等を適宜参
7 考にしつつ、適正な工期が確保できるよう努める。
- 8 ・ 大規模な工事についての可能な範囲での見通しの公表や、工事時期の集
9 中期間の回避などにより、受注者からの情報も参考としつつ、施工時期
10 の平準化に資する取組を推進するよう努める。
- 11 ・ 各工程に遅れを生じさせるような事象等について受注者から報告を受
12 けた場合、受注者と共に工程の遅れの原因を明らかにし、その原因が発
13 注者の責に帰すべきもの、受注者の責に帰すべきもの、不可抗力のよう
14 に受発注者の責に帰することができないものであるかを特定したうえで、
15 受発注者間で協議して必要に応じて契約変更を行う。
- 16 ・ 発注者（設計者を含む）は設計図書等に基づいて設計意図を伝達すると
17 ともに、施工条件が不明瞭という通知を受注者から受けた場合は、施工
18 条件を明らかにする。
- 19 ・ 生産性向上は工期の短縮や省人化等のメリットが受発注者双方にある
20 ことも踏まえ、建設工事における生産性向上に向けた取組が進められる
21 よう、受注者に協力するよう努める。
- 22 ・ 【公共工事】公共工事においては、通常、入札公告等において当初の工
23 期が示されることから、発注者には、本基準に沿って適正な工期を設定
24 することが求められる。また、長時間労働の是正等の観点からも、公共
25 工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよ
26 う適正な工期の設定を行うなど、上記（3）（ii）にあるとおり、公共工
27 事品質確保法第7条等や入札契約適正化法第18条に基づく発注者の責
28 務等を遵守する必要がある。
- 29 ・ 【公共工事】公共工事においては、公共工事品質確保法第3条第5項に
30 基づき、地盤の状況に関する情報その他の工事及び調査等に必要な情報
31 を的確に把握し、より適切な技術等を活用することにより、公共工事の
32 品質を確保することが求められる。
- 33 ・ 【民間工事】工事の内容によっては、設計図書等において施工条件等を
34 できるだけ明確にすることが求められる。
- 35 ・ 【民間工事】特に建築工事において、発注者・工事監理者・受注者の三
36 者が合意形成ルールを早期に明確化したうえで、工事工程と連動したも

(案)

1 の決め(施工図・製作図・仕様の決定)、工程表の円滑な運用を心掛ける。

2 ・ **【民間工事】**設計図書等の施工計画及び工期の設定や請負代金の額に影
3 響を及ぼす事象について、請負契約を締結するまでに、必要な情報を受
4 注(候補)者に提供し、必要に応じ、工事に係る費用及び工期について
5 の希望を受注(候補)者に伝達したうえで、これらの見積りを受注(候
6 補)者に依頼する。そして、請負契約の締結の際、本基準を踏まえ、受
7 注者と協議・合意し、適正な工期を設定する。

<建設業法>

第二十条の二 建設工事の注文者は、当該建設工事について、地盤の沈下その他の工期又は
請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあ
ると認めるときには、請負契約を締結するまでに、建設業者に対して、その旨及び当該事
象の状況の把握のため必要な情報を提供しなければならない。

8 ・ **【民間工事】**災害や不可抗力等により、引渡日の変更があり得ることを
9 売買・賃貸借契約時に当該目的物を利用する者等に説明する。適正な工
10 期が設定されている中で、災害や不可抗力等により現実に工程の遅延が
11 生じ、建設労働者の違法な長時間労働を前提とする工程を設定しなければ遅れを取り戻すことが不可能な場合、当該目的物を利用する者等に引
12 渡日の変更について理解を求める。

<工期設定において受注者の果たすべき責務>

16 ・ 受注者は、建設工事に従事する者が長時間労働や週休2日の確保が難し
17 いような工事を行うことを前提とする、著しく短い工期となることのな
18 いよう、受発注者間及び元下間で、適正な工期で請負契約を締結する。
19 ・ 受注者は、施工条件が不明瞭な場合は、発注者へその旨を通知し、施工
20 条件を明らかにするよう求める。各工程に遅れを生じさせるような事象
21 等が生じた場合は、速やかに発注者に報告し、工程の遅れの原因を分析
22 し、その原因が発注者の責に帰すべきもの、受注者の責に帰すべきもの、
23 不可抗力であるかを特定したうえで、受発注者間で協議して、必要に応
24 じて契約変更等を行う。
25 ・ 受発注者間の工期設定がそれ以降の下請契約に係る工期設定の前提と
26 なることを十分に認識し、適正な工期での請負契約の締結や、変更理由
27 とその影響を明らかにした工期変更、下請契約に係る工期の適正化、特
28 に前工程の遅れによる後工程へのしわ寄せの防止に関する取組等を行
29 う。
30 ・ 下請契約の締結に際して、材料の色や品番、図面などの未決定事項があ

(案)

る場合、元請負人は発注者（設計者を含む）に現場施工に支障を来さない期限での仕様決定を求めつつ、下請負人にそうした状況を伝えるとともに、決定の遅れによる工程遅延が生じた場合の遅延した期間とそれに伴う掛かり増し経費について、下請契約へ適切に反映するとともに、遅延の原因が発注者（設計者を含む）である場合は、受発注者間で協議を行い、発生した費用を求める。

・ 適正な品質や工程を確保するために合理的な技術提案を積極的に行い、より一層の生産性向上に向けた取組を推進する。特に民間工事においては、その取組によって生じるコストの増減等のメリット・デメリットについて発注者に対して適切に説明する。

（生産性向上のための施策例）

・ ハード技術の活用

（現場打ちの時間省略に資するプレキャスト製品 等）

・ 各種 I C T（情報通信技術）の活用

（情報伝達・図面閲覧・検査 等）

・ 設計・施工プロセスの最適マネジメント

（工事の特性等に合わせたフロントローディングの実施 等）

・ 技能者の技能向上

・ 【公共工事】公共工事においては、公共工事品質確保法第8条等に基づき、受注者・下請負人双方を含む公共工事等を実施する者は、下請契約を締結するときは、下請負人に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間等の条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期を定める下請契約を締結しなければならない。

・ 【民間工事】特に建築工事において、発注者・工事監理者・受注者の三者が合意形成ルールを早期に明確化したうえで、工事工程と連動したものの決め（施工図・製作図・仕様の決定）、工程表の円滑な運用を心掛ける。

・ 【民間工事】請負契約の締結の際、本基準を踏まえつつ工期を検討し、当該工期の考え方等を発注者に対して適切に説明し、受発注者双方の協議・合意のうえで、適正な工期を設定する。

・ 【民間工事】受注者（下請負人を含む）は建設工事の適正な工期の見積りの提出に努め、その工期によっては建設工事の適正な施工が通常見込まれない請負契約の締結（「工期のダンピング」）は行わない。

(案)

1 (※) 建設業法の趣旨を踏まえ、工事の工程ごとに工期の見積りをするように努めなけ
2 ればならない。なお、工事ごとに、工期の見積りの仕方(必要日数の算出方法等)
3 が異なることを踏まえつつ、必要に応じて、適正な工期が確保できているか受発
4 注者で見積り内容を確認し、その内容について合意しなくてはならない。

<建設業法>

第二十条 建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の
種別ごとの材料費、労務費その他の経費の内訳を並びに工事の工程ごとの作業及びその準
備に必要な日数を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。

- 5 ・ 【民間工事】受発注者が互いに協力して施工時期の平準化に資する取組
6 を推進するために、各々の工事における施工時期を繁忙期からずらすこ
7 とで安定した工程や労働力の確保、均質な品質管理体制の構築、コスト
8 減などが見込まれる場合は、発注者にその旨を提示する。
9

(案)

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

建設工事は、工期の厳守を求められる一方で、天候不順や地震・台風などの自然災害のほか、建設工事に従事する者の休日の確保、現場の状況、関係者との調整等、工期に影響を与える様々な要素があり、工期設定においては以下の事項を考慮して適正な工期を設定する必要がある。

(1) 自然要因

工期の設定・見積りに当たっては、以下の事項を考慮する。

- ・ 降雨日・降雪日（雨休率の設定 等）

【参考】国土交通省発注の土木工事においては、施工に必要な実日数に雨休率を乗じた日数を「降雨日」として設定。なお、雨休率については、地域ごとの数値のほか、0.7を用いることも可。

- ・ 河川の出水期における作業制限
- ・ 寒冷・多雪地域における冬期休止期間
（冬期における施工の困難性、及びそれに伴う夏期への工事の集中・輻輳（特に北海道等への配慮））
（※）上記及びその他の気象、海象などを含む自然要因については、必要に応じて、受発注者間及び元下間で協議して工期に反映する。

等

(2) 休日・法定外労働時間

建設業をより魅力的な産業とするため、また、令和6年4月より改正労働基準法の時間外労働の罰則付き上限規制が建設業にも適用されることも踏まえ、建設業の働き方改革を推進する必要がある。

- ・ 法定外労働時間

労働基準法における法定労働時間は、1日につき8時間、1週間につき40時間であること、また改正法施行の令和6年4月に適用される時間外労働の上限規制は、臨時的な特別の事情がある場合として労使が合意した場合であっても、上回ることの出来ない上限であることに考慮する必要がある。また、時間外労働の上限規制の対象となる労働時間の把握に関しては、工事現場における直接作業や現場監督に要する時間のみならず、書類の作成に係る時間等も含まれるほか、厚生労働省が策定した「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を踏まえた対応が求められることにも考慮しなければならない。

(案)

・ 週休 2 日の確保

建設工事の目的物は、道路、堤防、ダム、鉄道、住宅、オフィスビルなど多岐にわたり、工事の進め方は、オフィスや鉄道など、土日の作業が望ましい工事があるように、工事内容によって千差万別である。

国全体として週休 2 日が推進される中、建設業では長らく週休 1 日（4 週 4 休）の状態が続いていたが建設現場の将来を担う若者をはじめ、建設業に携わる全ての人にとって建設業をより魅力的なものとしていくためには、他産業と同じように、建設業の担い手一人ひとりが週休 2 日（4 週 8 休）を確保できるようにしていくことが重要である。日曜のみ休みという状態が続いてきた建設業において、週休 2 日（4 週 8 休）をすべての建設現場に定着させていくためには、建設業界が一丸となり、意識改革から始めなければならない。現在多くの建設業団体が行っている 4 週 8 閉所の取組は、こうした意識改革、価値観を転換していくための有効な手段の一つであると考えられる。また、維持工事やトンネル工事、災害からの復興工事対応など、工事の特性・状況によっては、交代勤務制による建設業の担い手一人ひとりの週休 2 日（4 週 8 休）の確保が有効な手段の一つとなると考えられる。

ただし、年末年始やゴールデンウィーク、夏休み等の交通集中期間における工事規制の制約、山間部や遠方地といった地域特性、交通・旅客に対する安全配慮、災害復旧等の緊急時対応を求められる工事等においては、必ずしも 4 週 8 閉所等が適当とは限らない工事が存在することに留意しなければならない。

なお、建設業における週休 2 日の確保に当たっては、日給月給制の技能労働者等の処遇水準の確保に十分留意し、労務費その他の必要経費に係る見直し等の効果が確実に行き渡るよう、適切な賃金水準の確保等を図ることが必要である。

<働き方改革実行計画 抜粋>

（時間外労働の上限規制）

週 40 時間を超えて労働可能となる時間外労働の限度を、原則として、月 45 時間、かつ、年 360 時間とし、違反には以下の特例の場合を除いて罰則を課す。特例として、臨時的な特別の事情がある場合として、労使が合意して労使協定を結ぶ場合においても、上回ることができない時間外労働時間を年 720 時間（＝月平均 60 時間）とする。かつ、年 720 時間以内において、一時的に事務量が増加する場合について、最低限、上回ることでできない上限を設ける。

この上限について、① 2 か月、3 か月、4 か月、5 か月、6 か月の平均で、いずれにおいても、休日労働を含んで、80 時間以内を満たさなければならないとする。② 単月では、休日労働を含んで 100 時間未満を満たさなければならないとする。③ 加えて、時間外労働の限度の原則は、月 45 時間、かつ、年 360 時間であることに鑑み、これを上回る特例の適用は、年半分を上回らないよう、年 6 回を上限とする。

(案)

他方、労使が上限値までの協定締結を回避する努力が求められる点で合意したことに鑑み、さらに可能な限り労働時間の延長を短くするため、新たに労働基準法に指針を定める規定を設けることとし、行政官庁は、当該指針に関し、使用者及び労働組合等に対し、必要な助言・指導を行えるようにする。

建設事業については、限度基準告示の適用除外とされている。これに対し、今回は、罰則付きの時間外労働規制の適用除外とせず、改正法の一般則の施行期日の5年後に、罰則付き上限規制の一般則を適用する（ただし、復旧・復興の場合については、単月で100時間未満、2か月ないし6か月の平均で80時間以内の条件は適用しない）。併せて、将来的には一般則の適用を目指す旨の規定を設けることとする。5年後の施行に向けて、発注者の理解と協力も得ながら、労働時間の段階的な短縮に向けた取組を強力に推進する。

<参考>

(一社) 日本建設業連合会における取組 (例)

○時間外労働の段階的な削減や週休2日の確保を実現するためには、発注者や国民の理解を得るための自助努力が不可欠であることから、工期の延伸をできる限り抑制するための生産性向上に向けた指針として、2020年までの5年間を対象期間とする「生産性向上推進要綱」を策定し、フォローアップの実施、優良事例集の作成などを通じて各企業の取組を積極的に支援している。

○「時間外労働の適正化に向けた自主規制の試行」(平成29年9月)として、改正法施行後3年目までは年間960時間以内、4・5年目は年間840時間以内を目指すなど、猶予期間後の上限規制(年間720時間)の適用に先んじて時間外労働を段階的に削減するとしている。

○「週休二日実現行動計画」(平成29年12月)を策定し、原則として全ての工事現場を対象として、平成31年度末までに4週6閉所以上、平成33年度末までに4週8閉所の実現を目指すとともに、「統一土曜閉所運動」として、平成30年度は毎月第2土曜日、平成31年度からは毎月第2・4土曜日の現場閉所を促すこととしている。

(一社) 全国建設業協会における取組 (例)

○働き方改革行動憲章を具体的に推進するため『休日 月1 + (ツキイプラス)』運動を実施し、会員各企業において、平成30年度以降、建設業への長時間労働の罰則規定の適用を待つことなく4週8休を確保することを最終目標に掲げている。平成29年度に休日が確保された実績に対し、現場休工や業務のやり繰りにより従業員へ休日を付与し、毎月プラス1日の休日確保を目標とする。なお、最終目標とする4週8休が確保された各企業においては、自ら「4週8休実現企業」として宣言することとしている。ただし、災害復旧・除雪等の緊急現場を除く。

(案)

休日確保に向けた民間発注者の取組（例）

○一部の民間工事においては、建設工事に従事する者の休日の確保に向け、発注者として、4週8休を想定した必要日数の算定をはじめ、月1三連休の実施、受注者の自由提案に基づく工期の設定などの取組を実施。

※年始やGW、夏休み等の交通集中期間において工事規制が生じる道路工事や、山間部や遠方地で作業を実施する電力工事、異常時対応、緊急工事や駅構内工事における旅客への安全配慮が必要な鉄道工事など、必ずしも4週8閉所等が適当とは限らない工事が存在することに留意。

(3) イベント

工期の設定・見積りに当たっては、以下の事項により、通常に比して長い工期を設定する必要が生じる場合があることを考慮した工期を設定する。

- ・ 年末年始、夏季休暇、ゴールデンウィーク、地元の催事等に合わせた特別休暇・不稼働日
- ・ 駅伝やお祭り等、交通規制が行われる時期
- ・ 農業用水等の落水時期（月・日）
- ・ 海、河川魚類等の産卵時期・期間
- ・ 猛禽類や絶滅危惧種など生息動植物への配慮
- ・ 夜間作業を伴う工事における騒音規制等への対応と労務確保

等

(4) 制約条件

工期の設定・見積りに当たっては、以下の敷地条件に伴う制約等が生じることを考慮した工期を設定する。

- ・ 鉄道近接、航空制限などの立地に係る制約条件
- ・ 車両の山積制限や搬出入時間の制限
- ・ 道路の荷重制限
- ・ スクールゾーンにおける搬入出時間の制限
- ・ 搬入路・搬入口・搬入時間の制限によって、工程・工期の見直しが必要となる場合に要する時間
- ・ 周辺への振動、騒音、粉塵、臭気、工事車両の通行量等に配慮した作業や搬出入時間の制限

（例）オフィス街での作業抑制、住宅地域での夜間作業制約、工事敷地におけるタワークレーンの稼働範囲及び稼働時間の制限

- ・ 荷揚げ設備による制約（クレーン、エレベーター、リフト、構台等）

(5) 契約方式

工期の設定・見積りに当たっては、契約方式によって、受注者の工期設定への関与、工期・工程の管理方法等が異なることを考慮する。

・ 設計段階における受注者（建設業者）の工期設定への関与

設計・施工一括方式など、契約方式によっては、受注（候補）者が施工段階より前に工期設定に関与する場合があります、この場合は、受注者の知見を設計図書等に反映し、受発注者双方の協議・合意のうえで、施工段階の適正な工期を確保していくことが重要である。

他方、受注者が設計段階で工期設定に関与しない場合には、建設工事の請負契約の締結に際して、受発注者双方の協議・合意のうえで、工期を決定しなければならない。なお、協議によって、発注者が指定・希望する工期よりも工期が長くなると判断される場合には、その結果を契約条件に反映しなければならない。

・ 分離発注

建設工事は、発注者が元請負人に工事を一括で発注し、元請負人が工事の内容に応じて下請負人と専門工事の請負契約を行い、下請工事を含む工事全体の施工管理を行う場合が多いが、発注者が、工事種別ごとに専門工事業者に分離して発注する、いわゆる分離発注が行われる場合もある。その場合には発注者が、分離発注した個々の工事の調整を行い、適正な工期を設定するとともに、工事の進捗に応じて個々の工事間の調整を行い、前工程の遅れによる後工程へのしわ寄せの防止などの取組を行う必要がある。

公共工事における設備工事等の分離発注については、入札契約適正化指針において、発注者の意向が直接反映され施工の責任や工事に係るコストの明確化が図られる等当該分離発注が合理的と認められる場合において、工事の性質又は種別、発注者の体制、全体の工事のコスト等を考慮し、専門工事業者の育成に資することも踏まえつつ、その活用に努めることとされている。また、建築における設備工事が分離されている場合など、分離発注により、施工上密接に関連する複数の工事がある場合においては、公共工事標準請負契約約款第2条や民間建設工事標準請負契約約款（甲）第3条において、工期の遅れ等により他の工事に影響が及ぶなど、必要があるときは、発注者は、双方の工事の施工につき調整を行い、受注者は、発注者の調整に従い、他の工事の円滑な施工に協力しなければならないこととされている。

(案)

1 (6) 関係者との調整

2 工事に着手する前に関係者との調整を完了させることが望ましいが、やむ
3 を得ず着工と同時並行的に進める場合には、以下の事項を考慮した工期を設
4 定する。

- 5 ・ 施工前に必要な計画の地元説明会のほか、工事中における地元住民や地
6 元団体（漁業組合など）からの理解を得るために要する期間
- 7 ・ 電力・ガス事業者などの占用企業者等との協議調整に要する時間
- 8 ・ 農業用水に影響が及ぶ場合、施設管理者等との協議に要する時間
- 9 ・ 関係者との調整が未完了の場合（例：用地未買収のまま工事を発注する
10 等）、協議内容や完了予定時期等についての特記仕様書等の記載
- 11 ・ 設計図の精度（齟齬）や図渡し時期の遅れによる工期の調整期間
- 12 ・ 発注者のテナントの要望による着工後の設計変更（予想される箇所の図
13 面の未決定、図面承認後の変更）に伴う工期変更

14 等

16 (7) 行政への申請

17 建設工事においては、行政に対して種々の申請が必要となるため、工期を
18 見積り・設定するに当たってはそれらの申請に要する時間を考慮しなくては
19 ならない。やむを得ず着工と同時並行的に進める場合には、以下の事項を考
20 慮した工期を設定する。

- 21 ・ 新技術や特許工法を指定する場合、その許可がおりるまでに要する時
22 間
- 23 ・ 一定の重量・寸法（一般的制限値）を超える車両が道路を通行する場
24 合、トラック事業者は道路管理者に特車通行許可を受ける必要がある
25 ため、許可がおりるまでに要する時間
- 26 ・ 交通管理者（警察）との道路工事等協議、道路使用許可申請、河川管
27 理者への河川管理者以外の者の施工する工事等の申請、土地の掘削等
28 の申請、自治体への特定建設作業実施届や特定施設設置届等、労働基
29 準監督署への建設工事届等、消防への危険物仮貯蔵届等、港湾管理者
30 や海岸管理者等への水域利用に関する許認可等の申請、環境省への自
31 然公園法に関する許認可等の申請、林野庁への国有林野使用許可や保
32 安林解除等の申請、文化庁への文化財保護に関する許認可等の申請に
33 要する時間
- 34 ・ 河川管理者への申請等に伴い、絶滅危惧種などに関する保全計画書を
35 求められる場合、提示に要する時間
- 36 ・ 建築確認や開発許可がおりるまでに要する時間

(8) 労働・安全衛生

建設工事に当たっては、労働安全衛生法等関係法令を遵守し、労働者の安全を確保するための十分な工期を設定することで、施工の安全性を確保するとともに、社会保険の法定福利費や安全衛生経費を確保することが必要であり、契約締結に当たっては、安全及び健康の確保に必要な期間やこれらの経費が適切に確保されることが必要である。

労働者が現場で安心して働けるようにするとともに、質の高い建設サービスを提供していくためには、技能者一人ひとりに対するそれぞれの技能に応じた適切な処遇を通じ、すべての技能者がやりがいをもって施工できるようにしていくことが重要である。

そのため、公共工事設計労務単価の上昇を現場の技能労働者の賃金水準の上昇という好循環に繋げるとともに、技能と経験を「見える化」する建設キャリアアップシステムの活用、社会保険や建設業退職金共済への加入を促進することにより、技能労働者の処遇改善を図っていくことが必要である。

(9) 工期変更

請負契約の締結に当たっては、受発注者双方で協議を行い、工期の設定理由を含め契約内容を十分に確認したうえで適正な工期を設定するとともに、契約後に工期変更が生じないように、下請工事を含め、工事全体の進捗管理を適切に行うなど、工事の全体調整を適切に行うことが重要である。

しかし、確認申請の遅れ、追加工事、設計変更、工程遅延等が発生し、当初契約時の工期では施工できない場合には、工期の延長等を含め、適切に契約条件の変更等を受発注者間で協議して合意したうえで、施工を進める必要がある。その際、クリティカルパス等を考慮し、追加工事や設計変更等による工事内容の変更等を申し出ることができる期限をあらかじめ受発注者間で設定することも有効であると考えられる。設計図書と実際の現場の状態が一致しない場合や、発注者が行うべき関係者との調整等により着手時期に影響を受けた場合、天災等の不可抗力の影響を受けた場合、資材・労務の需給環境の変化その他の事由により作業不能日数が想定外に増加した場合など、予定された工期で工事を完了することが困難と認められるときには、受発注者双方の協議のうえで、必要に応じて、適切に工期延長を含めた変更契約を締結する。なお、工期変更の理由としては、発注者の責に帰すべきもの、受注者の責に帰すべきもの、不可抗力のように受発注者の責に帰すことができないものがあり、双方対等な立場で変更理由を明らかにしつつ受発注者で協

(案)

議する必要がある。

工期が延長となる場合や、工程遅延等が生じたにも関わらず工期延長ができず、後工程の作業が短期間での実施を余儀なくされる等の場合には、受発注者間で協議を行ったうえで、必要に応じて、必要となる請負代金の額（リース料の延長費用、短期間施工に伴う人件費や施工機械の損料等の掛かり増し経費等）の変更等、変更契約を適切に締結しなければならない。また、受発注者間で契約条件の変更等をした場合には、その結果を適切に元下間の契約に反映させなければならない。

(10) その他

(1)～(9)に挙げる要素の他に、以下の事項を考慮して工期を設定する。

- ・ 他の工事の開始/終了時期により、当該工事の施工時期や全体工期等に影響が生じる場合は、それらを考慮して工期を設定する。

- ・ 施工時期や施工時間、施工方法等の制限がある場合は、それらを考慮して工期を設定する。

(例) 平日の通行量が多い時間帯を避ける必要のある道路補修工事や、ダイヤの多い日中を避ける必要のある鉄道線路工事

- ・ 新築工事においては、受電の時期及び設備の総合試運転調整に必要な期間を考慮し、適切に概成工期を設定することが望ましい。

- ・ 文化財包摂地である場合、文化財の調査に必要な時間について考慮する。

- ・ 受発注者は工期を設定するに当たって、工事の内容や特性等を踏まえ、必要に応じて、日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」や国土交通省の「工期設定支援システム」、「直轄土木の適正な工期設定指針（国土交通省大臣官房技術調査課（令和2年3月）」、「公共建築工事における工期設定の基本的考え方（中央官庁営繕担当課長連絡調整会議 全国営繕主管課長会議（平成30年2月）」などを適宜参考とする。なお、これらのプログラムやシステム等は適宜更新されることを踏まえ、最新のものを参考とする。

- ・ 公共工事においては発注者が発注時に参考資料として概略工程表を提示し、受注者と工期の設定の考え方を共有する取組が行われているところであり、公共工事、民間工事を問わず、このような工程管理に資する取組にも留意する。

- ・ 各工種の工程の遅れが全体の工期の遅れにつながらないよう、受発注者が常に工程管理のクリティカルパスを認識し、クリティカルパス上の作業の進捗を促進するよう適切に進捗管理を行う必要がある。

等

(案)

第3章 工程別に考慮すべき事項

工期は大きく分けて、準備・施工・後片付けの3段階に分けられる。当初契約の締結時や工期の変更に伴う契約変更における工期設定に当たっては、準備段階では資材調達・人材確保等に要する時間、施工段階では工程ごとの特徴や工程ごとの進捗管理等、後片付けでは原形復旧や清掃に必要な時間等を考慮して適正な工期を設定する必要がある。

なお、工事によって内容やその工程は多様であり、以下に列挙する事項が必ずしも全ての工事において考慮すべき事項に該当するとは限らないため、個々の工事の工程や性質に応じて適切に考慮されたい。

(1) 準備

(i) 資機材調達・人材確保

資機材の流通状況を踏まえ、必要に応じて、資材の調達に要する時間（例：コンクリートの試験練りに要する期間、盛土・埋戻材やその他資材の承認を得るために行う各種試験の条件整理・準備・実施・承認に要する期間）や性質（例：コンクリートは、日平均気温によって養生期間が異なる）も考慮した工期を設定する。

なお、資材が発注仕様を満たさない場合や機材調達に制約が生じる場合は工事遅延の要因となる（例：大型クレーン等の特殊機械は、一般に使用期間を変更することが困難であるため、特殊機械の使用期間の変更を極力避ける必要がある）ので、資機材業者と綿密に調整を行うことが必要となる。

<建設資材の調達に時間を要する例>

○高力ボルトについて

平成30年8月以降、建設業関係者等から高力ボルトひっ迫の声があり、同年11月に『第1回高力ボルトの需給動向等に関するアンケート調査』を実施、結果公表。3回にわたる調査の結果、高力ボルトの需給ひっ迫の要因は、実需の増加ではなく、市場の混乱に基づく仮需要の一時的な増加によるものと推定し、需給の安定化に向けた取り組みを実施。平成31年3月の調査では、高力ボルトの納期は6.0～7.8ヵ月となっており、高力ボルトの調達には平時より大幅に長い時間を要した。

また、職種・地域によっては特定の人材が不足する場合があることに考慮し、必要に応じて、人材の確保に要する時間を考慮した工期を設定するとともに、地域外からの労働者確保に係る経費について、元下間で協議する。

(案)

<参考>

地震や豪雨災害等の被災地をはじめとする一部の地域においては、交通誘導員の逼迫等に伴い、その確保が困難となり、円滑な施工に支障を来しているとの事態も見受けらる。交通誘導員を必要とする工事では、交通誘導員を確保するために要する時間を考慮する。

交通誘導員の円滑な確保について（総行行第 131 号 国土入企第 2 号 平成 29 年 6 月 8 日）
（抄）

1. 交通誘導に係る費用の適切な積算

交通誘導員を含め地域外から労働者を確保する場合や市場価格の高騰が予想される場合等において、これに伴う費用の増加への対応については、「公共工事の迅速かつ円滑な施工確保について」（平成 25 年 3 月 8 日付総行行第 43 号・国土入企第 34 号）において通知した「平成 24 年度補正予算等の執行における積算方法等に関する試行について」（平成 25 年 2 月 6 日付国技建第 7 号）を参考にするとともに、交通誘導員の労務費についても、標準積算と市場価格との間に乖離が想定される場合には、必要に応じて見積を活用するなど適切な対応を図ること。

2. 適切な工期設定や施工時期等の平準化

工期の設定についても、工事の性格、地域の実情、自然条件、労働者の休日等による不稼働日等を踏まえ、工事施工に必要な日数を確保するよう要請してきたところ、これを徹底するとともに、交通誘導員の確保が困難といった事由等がある場合は、受注者からの工期延長の請求に関して適切な対応を図ること。

3. 関係者間による交通誘導員対策協議会の設置等

交通誘導員の確保対策については、地域ごとに交通誘導員の需給状況や配置要件等が異なっており、地域の実情に応じた検討がなされる必要があるところ、建設工事の受発注者や建設業関係団体のみでなく、警備業者やその関係団体、警察当局等とも連携して対応することが効果的である。

このため、必要に応じ、都道府県単位で関係者協議会を設置すること等により、(1)により交通誘導員の確保に関する対応策等について検討を行い、適切に共通仕様書等への反映を図ること。

また、現行の警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）等の解釈については、(2)を参照されたい。

(案)

(1) 協議会等で想定される検討内容の例

○ 交通誘導員の需給状況の認識共有

- ・ 今後の発注見通しを踏まえた、地域ごとの過不足状況に関するきめ細かな把握

○ 交通誘導員の不足が顕在化又は懸念される場合の対策

- ・ 受注者がいわゆる自家警備を行う場合の条件整理
- ・ 受発注者が交通誘導員や工事用信号機等の保安施設の配置計画を検討する際に留意すべき情報の共有

(2) 警備業法上、警備業者が指定路線¹における交通誘導警備業務を行う場合は、交通誘導警備業務に係る1級又は2級の検定合格警備員を、交通誘導警備業務を行う場所ごとに1人以上配置する必要がある一方、指定外路線の場合は警備業者の警備員であれば足りる。

また、指定・指定外の路線を問わず、元請建設企業の社員によるいわゆる自家警備は可能である。

なお、警備業法上、同一の施工現場であっても、それぞれの交通誘導警備員の雇用主である警備会社ごとに区域等で分担することにより、警備業務に係る指揮命令系統の独立性が確保された適正な請負業務であれば、複数の警備会社に請け負わせていても差し支えない。

交通誘導員の円滑な確保について（補足）（事務連絡 平成29年9月22日）（抄）

1. 本通知の趣旨について

本通知は、被災地等の一部地域において交通誘導員のひっ迫等に伴いその十分な確保が困難となり、公共工事の円滑な施工に支障を来しているとの実態も見受けられたことから、こうした状況を踏まえ、復旧工事をはじめとする公共工事の円滑な施工を確保するために発出したものである。

交通誘導業務を含む建設工事の安全確保については、適切に行われなければ、建設工事に従事する者のみならず、一般の歩行者や車両等の第三者に危害を与える恐れがあることから、交通誘導員の確保対策等を検討するに当たっては、安全の確保の重要性について十分に留意されたい。

(案)

2. 本通知3(1)について

本通知3(1)中、交通誘導員対策協議会等で想定される検討内容の例として「交通誘導員の需給状況の認識共有」を挙げているが、これには、本通知の「1. 交通誘導に係る費用の適切な積算」や「2. 適切な工期設定や施工時期等の平準化」等に関して、協議会等において必要な情報共有や検討を行うことも含まれるものである。

また、交通誘導員の不足が顕在化又は懸念される場合の対策の例の一つとして挙げている「受注者がいわゆる自家警備を行う場合の条件整理」については、地域の実情に応じて検討されるものではあるが、警備業者が交通誘導員不足により交通誘導警備業務を受注することができない場合であって工事の安全上支障がない場合に限るなどといった、やむを得ない場合における安全性を確保した運用を想定しているところである。

いわゆる自家警備の配置を検討する場合には、警備業者やその関係団体、警察当局等とも連携のうえで、交通誘導業務を含む建設工事の安全が十分に確保されるよう、現場条件や資格要件等の配置条件の整理を行われたい。

3. 本通知3(2)について

本通知3(2)中、いわゆる自家警備について警備業法等の解釈を示した箇所については、協議会等において条件整理を検討する際、解釈に疑義が生じないよう確認的に示したものであり、2. で述べたとおり、いわゆる自家警備を奨励する趣旨のものではないことに十分留意されたい。

(ii) 資機材の管理や周辺設備

特に民間工事においては、工事に必要な資機材の保管場所や作業場所の条件等、以下の事項を考慮して工期を設定する。

- ・ 工事用資機材の保管及び仮置き場所として、発注者からのヤード提供がない場合や、提供されたヤードが不十分な場合、支給材料及び貸与品がある場合は、その場所の設置や物品の引き渡し等に要する期間
- ・ 現場事務所の設置、駐車場の確保、宿泊施設の手配等に要する時間
- ・ 資機材の搬入口や工事用道路の通行制限等による作業効率の低下、狭隘な施工場所における割り当て人員・チームの制限
- ・ 仮設道路・進入路の整備、敷地造成、電力設備、給排水設備、濁水処理設備、給気設備等の整備に要する期間

(iii) その他

資機材や人員の確保、周辺設備の他に、以下の事項を考慮した工期を設定する。

(案)

- ・ 現地の条件を踏まえた詳細な施工計画の作成に要する時間
- ・ 工事着手前に試掘調査、土質調査を実施し、当該調査結果を踏まえ、工種や工事数量を決定し、設計図書を照査するため、調査及び照査に要する時間
- ・ 工事着手前に要する、家屋調査・家屋保証協議及び埋設物管理者との調整時間
- ・ 設計時の条件と現地の状況が大きく異なる場合、仮設計画（搬入、揚重計画等）の変更に要する時間
- ・ 既存建物の解体跡地ですぐに建替えをする場合、地盤の補強等に要する時間
- ・ 当該工事で適用される環境法令の調査に要する時間
- ・ 任意仮設の場合や、指定仮設においても設計照査の結果、契約時の仮設計画の変更が必要となる場合、仮設計画や施工機械（山留、基礎、栈橋等）の検討・調達に要する時間
- ・ 事前に行う試験に要する時間（試験杭の施工・載荷試験、地耐力調査、盛立試験、試験緊張、施工の実物大モックアップ、材料試験、試験練り、工場検査等）

(2) 施工

施工段階の各工程において考慮すべき事項を以下に記載する。

なお、施工中に工種が変わる際に、労働力や資機材等の確保のために準備期間が必要になるなど、施工中の準備期間に要する時間も必要に応じて考慮して工期を設定する。

(i) 基礎工事

✓ 杭

- ・ 建物構造や土質だけでなく、大型工事機械の搬入出、鉄筋籠の搬入にも工法・工期が影響される
- ・ ボーリングデータが少ない場合に想定外の支持層の変化により、杭の長さ変更が発生し、材料の納期が間に合わないことが発生
- ・ 想定外の土質・土壌汚染・地下水・地中障害物（設計図や土地調査に記載されていない杭・山留・配管配線等）が発見された場合は、調査・工法検討・見積作成・発注者承認・官庁許可申請等が必要

✓ 山留

- ・ 建物構造や土質だけでなく、大型工事機械の搬入出、鋼材の搬入にも工

(案)

1 法・工期が影響される

- 2 ・ 想定外の土質・土壌汚染・地下水・地中障害物（設計図や土地調査に記載
- 3 されていない杭・山留・配管配線等）が発見された場合は、調査・工法検
- 4 討・見積作成・発注者承認・官庁許可申請等が必要

5
6 ✓ 根切

- 7 ・ 想定外の土質・土壌汚染・地下水・地中障害物（設計図や土地調査に記載
- 8 されていない杭・山留・配管配線等）が発見された場合は、調査・工法検
- 9 討・見積作成・発注者承認・官庁許可申請等が必要

10
11 ✓ 切梁・構台

- 12 ・ 建物構造や土質だけでなく、大型工事機械の搬入出、鋼材の搬入にも工
- 13 法・工期が影響される

14
15 ✓ 掘削土の搬出

- 16 ・ 掘削土の運搬先までの往復時間、運搬先での待機時間、運搬先の受入れ可
- 17 能時間等により、1日当たり搬出できる車両台数が限られる

18
19 (ii) 土工事

20 土工事においては特に雨天時の影響が大きく、雨天中の作業中止期間及び、
21 降雨後の対策工に要する時間を適切に見込む必要がある。このほか、以下の事
22 項を考慮して工期を設定する。

23
24 ✓ 地山掘削

- 25 ・ 想定外の土質・土壌汚染・地下水・地中障害物（設計図や土地調査に記載
- 26 されていない杭・山留・配管配線等）が発見された場合は、調査・工法検
- 27 討・見積作成・発注者承認・官庁許可申請等が必要。特に埋蔵文化財や不
- 28 発弾が発見された場合は、所轄官庁等による処理が必要であり、大幅に工
- 29 事が遅延
- 30 ・ 掘削土の運搬先までの往復時間、運搬先での待機時間、運搬先の受入れ可
- 31 能時間等により、1日当たり搬出できる車両台数が限定
- 32 ・ 掘削土を場外搬出する場合には、一般に掘削土の土質調査等を事前に行
- 33 い、搬出先の許可が必要

34
35 ✓ 盛土工事

- 36 ・ 盛土工事においては、盛土材料の仕様、支給材の有無、1日当たりの供給

(案)

可能量、配置・調達可能な機械の仕様・台数等により、1日の施工数量に限りがあるので、適切に工程への反映が必要

- ・ 盛土材料の粒度調整に要する時間

(iii) 躯体工事

✓ 構法

- ・ 構法は、建物用途や規模、構造などから決定されるが、躯体工等の施工要員や製造時期等で判断する場合もあるため、鳶工、鉄筋工、型枠大工等の確保状況、生コンクリートの工場・1日当たりの運搬車両台数等も考慮する
- ・ 躯体工不足に伴う鉄骨への変更、鉄骨製作者の業務状況によりRC造に変更する際に要する時間

✓ 鉄骨

- ・ 鉄骨材の搬入（長さ、運搬車両台数）、鉄骨発注から納入までの期間

✓ 柱・外壁

- ・ 想定外装を海外購買した際、天候による船便の遅れや現地の労務環境の変化による製作期間の遅れが生じる場合がある

✓ 各部材の継手の仕様

- ・ 特に鉄筋の継手に圧接を用いる場合、熟練者の減少により、工程が影響を受ける場合があるので留意が必要

✓ コンクリート打設計画における適切な打設ロットの設定

- ・ 打設ロットの設定に際しては、近隣の生コンプラントの出荷能力、一日の打設可能時間、施工ヤードの面積・形状等の考慮が必要

✓ 養生期間

- ・ 打設する躯体の形状、部材、時期、天候、気温、養生方法によって適切な養生期間が異なる

✓ その他

- ・ 屋上工作物の有無、超高層や大空間といった建物の特殊性についても考慮が必要

(案)

(iv) シールド工事

✓ シールドマシンの製作時間

- ・ 条件の整理、仕様検討等、製作開始前の事前検討に要する時間

✓ 先行作業

- ・ セグメントの製作に先立ち、製作図の作成・承認、型枠の設計・製作、工場の承認、仮置場所の整備・確保に要する時間。特に仮置場所については、セグメントの仮置計画に従って地耐力の確認を行い、必要に応じて地盤改良等の対策を行うために要する時間

✓ 組立

- ・ 大口径シールド工事においては、シールド機組立に際して、大型クレーンを長期間確保するために要する時間

(v) 設備工事

✓ 階高・天井高さに応じた足場計画

✓ 総合図をはじめとする他工事との調整・合意期間

✓ 前工事との関係による設備工事着手可能日

✓ 受電日以降の設備の総合試運転調整に必要な期間

(vi) 機器製作期間・搬入時期

- ・ 特に大型機器の製作や搬入に要する時間

(例) 発電機のオイルタンクは建設工事の外構工事に組み込まないと
工程のしわ寄せにつながる

(vii) 仕上工事

✓ 外部仕上

- ・ 接着剤安定のための、いわゆる「平面目あらし」
- ・ 季節ごとの気象条件を加味する必要
- ・ 当初設定仕様（色、部材）の未確定又は着手後の変更

✓ 内部仕上

- ・ 外部設置器具を除く設備工事（壁内配管、配線等）等の未完全終了

(案)

- ・ 内部であっても季節ごとの気象状況を加味する必要
- ・ 当初設定仕様（色・部材）等の未決定又は着手後変更
- ✓ 部屋数・階数・用途
- ・ 部屋の間取り、用途の未決定又は変更
- ・ 内装備品等の未決定
- ✓ 検査・内覧会日数
- ✓ 階高・天井高さに応じた足場計画
- ✓ 荷揚げ設備による制約（クレーン、エレベーター、リフト、構台）や
サッシ・建具の取り付けの遅れ
- ✓ 制作・準備期間
- ・ 工場加工生産資材の発注から搬入までの期間
- ・ 前工程から工事を引き継いだ後、仕上げ各工程に入るまでに、前工程に対
する相当の養生期間（施工面の乾燥具合、清掃状況等）が必要

[タイル・れんが・ブロック工事]

- ・ 前工程における養生期間（タイル下地面、モルタル張り等）を十分に確保
しなければ品質に影響を及ぼすため、前工程から養生期間を含めた工期
設定が必要。施工段階においては、季節や工期中の天候によっては接着力
や塗料・接着剤等の乾燥に影響を与えるため、施工の中止や、塗料、接着
剤等の乾燥に必要な時間が異なる

[塗装工事]

- ・ 雨天時の湿度の影響や冬季における塗料の乾燥に要する時間

[とび・土工工事]

- ・ クレーン車等大型車両を遠方から現場に運転する際に要する時間や、建
設現場組立解体作業に要する時間

(viii) 前面及び周辺道路条件の影響

現場前面道路及び主要道路から現場までの道路条件（幅員、重量制限、通
行方向、通学路、商店街、進入時間制限、通行台数制限）、前面歩道の切り下

(案)

げ・補強（寒冷地ではロードヒーティング設置で切り下げ条件が異なる）、バス停、街路樹等により、工事の車両進入に制限があると、工事の作業効率が低下するので、事前現地調査、道路管理者・警察との事前協議が必要である。

(ix) その他

上記（i）～（viii）以外にも、以下の事項を考慮して工期を設定する。

- ・ 全体の工期のしわ寄せが仕上工事や設備工事などの後工程に生じないように、特に民間工事においては、受注者が各工程で適切に進捗管理をする必要がある。また、もの決め（施工図・製作図・仕様の決定）の遅延は、労務及び工場製作の工程管理に多大な影響を及ぼすことがあるので、十分な注意が必要である。なお、工程の遅れが工期全体に影響を与える場合には、その原因を明らかにしつつ、第2章（9）工期変更に基づいて対応が必要
- ・ 建設発生土の処理や運搬に要する時間、建設発生土受入地の要件に対する試験を行う期間、及び建設発生土受入地の受入可能時間
- ・ 建設副産物の現場内再利用及び減量化に要する時間や、建設廃棄物等の処理等に要する時間
- ・ アスベスト対応（届出・前処理・除去作業・事後処理）に要する時間
- ・ 解体工事・改修工事等においては、対象建物が使用されているため事前調査が不十分な場合があり、その追加調査・申請等の期間が必要となる可能性あり
- ・ 本工事着手前に要する周辺家屋の事前調査の時間、及び本工事完了後に要する周辺家屋の事後調査の時間
- ・ ケーソン工事における刃口下地耐力試験に要する期間
- ・ ダム工事における試験湛水期間

(3) 後片付け

施工終了後においても、以下に記載する作業が生じることを考慮し、工期を設定する。

【参考】国土交通省発注の土木工事においては、20 日間を最低限必要な「後片付け期間」とし、工事規模や地域の状況に応じて期間を設定。

(i) 完了検査

完了検査（自主・消防・官公庁・建築確認審査機関・発注者・当該目的物を利用する者等）に要する時間の確保が必須である。特に、建物の規模や季

(案)

節（年末年始）により、第三者検査は、相当の期間を見込んでおかなければならない。

（ii）引き渡し前の後片付け、清掃等の後片付け期間

工事完了後、竣工検査・引き渡し前の後片付け、清掃は、受注者（施工者）の責務で、指摘事項の是正・手直し等も含め相当の期間が必要である。また、施工後の初期点検等に要する時間も考慮する。

（iii）原形復旧条件

特に施工ヤードに農地や宅地等第三者の所有する土地を借地した場合は、埋戻し・敷均し・復旧に加え、原形復旧までの期間を要する点に考慮する（※）。また、工事施工に支障となる埋設物、架空線の切り回しを行った場合には、復旧が必要となるので、相当期間を考慮するほか、施工に際して既設道路を仮復旧とした場合には、竣工前に本復旧範囲を道路管理者に確認したうえで、本復旧の施工を行う期間を考慮する。

（※）施工と並行して実施する場合もある。

【参考】国土交通省直轄工事における準備・後片付け期間について

準備に要する期間は、主たる工種区分毎に以下に示す準備・後片付け期間を最低限必要な日数とし、工事規模や地域の状況に応じて設定する。（通年維持工事は除く）

工種区分	準備期間		後片付け期間	
	従前の設定	現在の設定 (最低必要日数)	従前の設定	現在の設定 (最低必要日数)
河川工事	30～40 日	40 日	15～30 日	20日
河川・道路構造物工事	30～50 日	40 日	15～30 日	
海岸工事	30～40 日	40 日	15～30 日	
道路改良工事	30～50 日	40 日	15～20 日	
共同溝等工事	30～70 日	80 日	15～20 日	
トンネル工事	30～90 日	80 日	15～30 日	
砂防・地すべり等工事	15～40 日	30 日	15～30 日	
鋼橋架設工事	30～150 日	90 日	15～20 日	
PC橋工事	30～90 日	70 日	15～20 日	
橋梁保全工事	30～50 日	60 日	15～20 日	
舗装工事(新設工事)	30～50 日	50 日	15～20 日	
舗装工事(修繕工事)	30～40 日	60 日	15～20 日	
道路維持工事	30～50 日	50 日	15～20 日	
河川維持工事	30～50 日	30 日	15～30 日	
電線共同溝工事	30～50 日	90 日	15～20 日	

(案)

第4章 分野別に考慮すべき事項

民間発注工事の大きな割合を占める住宅・不動産、鉄道、電力、ガスの4分野については、以下の事項を考慮し、業種に応じた工事特性等を理解のうえ受発注者及び元下間において適切に協議・合意のうえ、適正な工期を設定する。

(1) 住宅・不動産分野

住宅やオフィスビルなどの不動産開発においては、工事請負契約を締結するに当たって、受注者が、発注者の希望等に配慮しつつ適正な工期を提案し、それを発注者が確認し、双方合意するのが一般的である。

マンション工事においては就学時期等の居住者の事情、商業施設の工事においてはテナントの意向など、当該目的物を利用する者等の視点が重要であり、それを基に完成時期が設定される。また、再開発工事においては、まちづくりの方針への配慮や関係者との調整が必要となる。各工事においては、その完成時期を見据えて、施工段階における適正な工期が確保できるように、事業計画段階から、契約日・工事着手の目途を設定することが必要である。

なお、災害や不可抗力等により、引渡日の変更があり得ることを売買・賃貸借契約時に当該目的物を利用する者等に説明する。適正な工期が設定されている中で、災害や不可抗力等により現実に工程の遅延が生じ、建設労働者の違法な長時間労働を前提とする工程を設定しなければ遅れを取り戻すことが不可能な場合には、当該目的物を利用する者等に引渡日の変更について理解を求める。

(i) 新築工事

- ✓ 発注者が定める販売時期や供用開始時期
 - ・ 新築住宅：一般向けの先行販売時期
 - ・ 建替住宅：居住者の引越し希望時期（仮住まいの発生）
 - ・ 賃貸物件：新年度前の2月竣工希望が多数

(ii) 改修工事

- ✓ 施工不可能な日程及び時間帯等の施工条件と作業効率を考慮

(iii) 再開発事業

- ✓ 保留床の処分時期
- ✓ 既存店舗の仮移転等に伴う補償期間

(案)

(2) 鉄道分野

鉄道工事において、工期の見積り・設定するに当たっては、以下の事項を考慮する。

(i) 新線建設や連続立体交差事業等の工事

- ✓ 新線の開業時期、都市計画事業の認可期間

(ii) 線路や駅等の改良工事

- ✓ 列車の運行時間帯の回避
 - ・ 線路に近接した工事：列車間合での短時間施工
 - ・ 軌道や電気等の工事：深夜早朝（最終列車後）での線路閉鎖（※）・き電停止を伴う施工
- （※）工事等に伴う列車進入防止のための手続。

- ✓ 列車の遅延等に伴う作業中止/中断

- ✓ 長大列車間合の設定に伴う鉄道営業への影響（列車の削減等）

- ✓ 線路閉鎖区間における軌道や電気等の複数工種の工事の輻輳

- ✓ 酷暑期における軌道作業の一部制限

- ✓ 駅構内工事における旅客への安全配慮

- ✓ 年末年始やゴールデンウィーク、夏休み等、多客期や、ダイヤ改正日等における作業規制

(iii) 線路や構造物等の保守工事

- ✓ 異常時対応や緊急工事を含めた通年対応（現場閉所の困難性）

- ✓ 日々の施工箇所の変動に伴う制約（保守間合の変動、立入や資機材搬入箇所の変動、資機材仮置の困難性等）

- ✓ 日々の施工終了後での安全確認と即供用の必要性

- ✓ 酷暑期における軌道作業の一部制限（再掲）

- ✓ 年末年始やゴールデンウィーク、夏休み等、多客期や、ダイヤ改正日等に

(案)

1 おける作業規制（再掲）

2 3 (3) 電力分野

4 発電設備、送電設備において、工期の見積り・設定するに当たっては、以
5 下の事項を考慮する。

6 (i) 発電設備

7 発電設備の工事では、電気機械設備の使用開始日（発電開始日）をターゲ
8 ットとして、以下の事項等を考慮のうえ、土木・建築工事も含めた全体工事
9 の工程を設定する。

10 ✓ 工事進捗に応じた各設備間の引き渡し時期

11
12 ✓ 河川工事においては、非出水期での施工

13
14 ✓ 環境面を配慮した施工

15 16 (ii) 送電設備

17 送電線工事では、新規需要家の供給希望日や発電事業者の連系希望日、並
18 びに既設送電線の停電可能時期などから設備の使用開始日を設定し、以下の
19 事項等を考慮のうえ、全体工事の工程を設定する。

20 ✓ 現場に応じた物資の輸送計画

21
22 ✓ 天候による作業工程の変更要素

23
24 ✓ 線路停止作業日程

25
26 ✓ 鉄塔/電線での特殊作業員の確保人数

27 28 (4) ガス分野

29 ガス製造・供給施設の工事において、工期の見積り・設定するに当たって
30 は、以下の事項を考慮する。

31 (i) 新設工事

32 ✓ ガス製造施設

- 33 ・ 機械設備の据付時期を中心とした工程の組み立て
- 34 ・ 冬のガス高需要期間での施工回避

35
36 ✓ ガス供給施設

- 37 ・ 新規需要家のガス供給開始の希望時期

(案)

- 1 ・ 上下水、電力、通信など、他企業との管路の地下埋設時期や工程
- 2 の調整
- 3
- 4 (ii) 改修工事
- 5 ✓ ガス製造施設
- 6 ・ 冬のガス高需要期間での施工回避
- 7 ・ 既存の製造設備等への配管やつなぎ込み
- 8 ・ L N G 船受入等の基地運用上の制約条件
- 9
- 10 ✓ ガス供給施設
- 11 ・ 道路掘削等が必要な場合の道路占用が可能な期間
- 12 ・ 経年導管の中長期的な入替計画

(案)

第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について（別紙参照）

建設業の働き方改革や生産性向上を進めるに当たっては、自社の取組のみならず、他社の優良事例を参考にして、様々な創意工夫を行っていくことも必要である。

国土交通省では、平成30年度に、業界団体等の協力のもと、住宅・不動産、鉄道、電力、ガスの4分野における、『週休2日達成に向けた取組の好事例集』を作成した。

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000178.html

本事例集においては、工事の種類や規模、施工条件、週休2日に向けた取組目標や取組内容（受発注者双方の取組）、取組の利点、留意すべき課題について調査しているほか、令和元年度は上記4分野についての取組を拡充するとともに、工場、病院工事における取組について新たに調査を実施した。

働き方改革や生産性向上に向けた取組として、完成済・施工中の4週6～8休/閉所工事において、受発注者双方が働き方改革・生産性向上に向けて取り組んでいる、働き方改革に向けた意識改革や事務作業の効率化、工事開始前の事前調整、施工上の工夫、ICTツールの活用等について、他の工事現場の参考となるものを別紙に優良事例として整理したので、こうした取組を参考にしつつ、適正な工期設定等に向けて様々な取組が行われることが期待される。なお、工事の規模・特性に照らし、必ずしも全ての工事に当てはまる訳ではないことに留意されたい。

(案)

第6章 その他

本基準は建設業法に基づく中央建設業審議会において作成・勧告されるものであり、発注者、受注者、元請負人、下請負人を問わず、本基準を踏まえて適正な工期を設定することで、建設業の担い手が働きやすい環境を作っていくことが重要である。また、締結された請負契約が、本基準等を踏まえて著しく短い工期に該当すると考えられる場合には、許可行政庁は勧告できることとされている。

新型コロナウイルス感染拡大防止に向け、建設業界においては、建設現場の「三つの密」対策等を徹底して講じていくことが必要であるが、必要な対策によっては工期に影響を与える場合もありうることに留意しなければならない。

本章では、これらを踏まえ、本基準を運用するうえで考慮すべき事項などをとりまとめている。

(1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応

建設業に係る法令違反行為の疑義情報を受け付ける駆け込みホットラインが各地方整備局等に設置されており、締結された請負契約が、本基準等を踏まえて著しく短い工期に該当すると考えられる場合には、発注者、受注者、元請負人、下請負人問わず、適宜相談することが可能である。

なお、著しく短い工期による請負契約を締結したと判断された場合には、許可行政庁は、建設業法第19条の6に基づき発注者に対する勧告を行うことができるほか、勧告を受けた発注者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することが可能である。

(2) 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた工期等の設定

令和2年5月、すべての都道府県で緊急事態宣言が解除され、感染拡大の抑止と社会経済活動の維持を両立させる、新たなステージが始まった。他方、緊急事態解除宣言は、一つの通過点であり、今後の感染症拡大防止に向け、建設業界においては、引き続き「三つの密」対策等を徹底して講じていくことが必要である。

国土交通省では、「三つの密」回避やその影響を緩和するための対策の徹底のため、令和2年5月14日にガイドラインを作成・周知したところであり、建設現場では、朝礼・点呼や現場事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩等、現場で多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業等において、他の作業員とできる限り2メートルを目

(案)

1 安に一定の距離を保つ、入退場時間をずらす等、「三つの密」の回避や影響緩
2 和に向けた様々な取組や工夫が実践されているところである。

- 3 (例) ・狭い場所や居室の作業では、広さ等に応じて入室人数を制限して実施
4 ・大部屋の作業においてあらかじめ工程調整等を行ってフロア別に人数を制限
5 ・十分な広さの作業員宿舍の確保
6 ・休憩・休息スペースに設置するパーテーション

7 こうした施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等の取
8 組を実践するに当たっては、入室制限に伴う作業効率の低下や、作業員の減
9 少に伴う工期の延長、作業場や事務所の拡張・移転、消毒液の購入、パーテ
10 ーションの設置等に伴う経費増等が見込まれることから、あらかじめ請負代
11 金の額に必要な経費を盛り込むほか、受発注者間及び元下間において協議を
12 行ったうえで、必要に応じて適切な変更契約を締結することが必要である。
13 特に、「三つの密」回避に向けた取組の中で、前工程で工程遅延が発生し、
14 適正な工期を確保できなくなった場合は、元下間で協議・合意のうえ、必要
15 に応じて工期の延長を実施する。

16 また、サプライチェーンの分断等による資機材の納入遅れ、感染者又は感
17 染疑い者の発生等による現場の閉鎖、現場必要人員の不足等により工期の遅
18 れが生じた場合や、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態
19 宣言下において、特定警戒都道府県より労務調達を要する場合は、当該労務
20 者の健康状態にかかる経過観察期間を要するため、受発注者間及び元下間
21 において協議を行ったうえで、必要に応じて適切な工期延長等の対応をするこ
22 とが必要である。

23 (3) 基準の見直し

24 今後、本基準の運用状況を注視するとともに、本基準の運用状況等を踏ま
25 えて必要がある場合は、適宜、見直し等の措置を講ずる。また、今後の長時
26 間労働の是正に向けた取組や、i-Construction (※) などの生
27 産性向上に向けた技術開発、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた安
28 全衛生の取組などの状況については、本基準の見直しの際に適宜検討し、必
29 要に応じて本基準に盛り込んでいくことが必要である。

- 30 (※)「ICTの全面的な活用 (ICT土工)」等の施策を建設現場に導入すること
31 によって、建設生産システム全体の生産性向上を図り、もって魅力ある建設
32 現場を目指す取組
33

経営事項審査の審査基準の改正について

1. 経営事項審査の概要

公共工事の入札・契約までの一般的な流れにおける企業評価

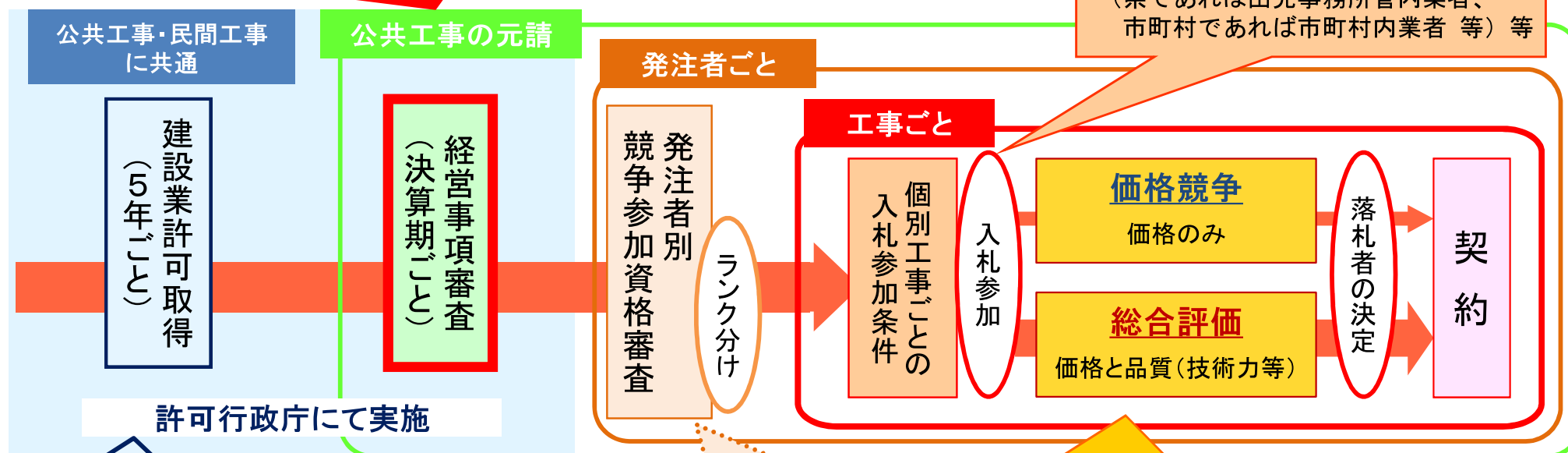
◆経営事項審査の総合評価値（客観点数）

経営規模、経営状況、技術力、社会性等（社会保険・建退共・企業年金・法定外労災の加入、営業年数、防災協定、法令遵守、経理の状況、研究開発費、建設機械保有、ISO、若年）

公共事業の入札に参加しようとする建設業者に対し、建設工事の規模・技術的水準等に見合う能力がある建設業者を選定するため、経営に関する客観的事項について審査

◆個別工事ごとの入札参加条件

- ・工種・等級の選定
- ・施工実績
- ・配置予定技術者
- ・地域要件
（県であれば出先事務所管内業者、市町村であれば市町村内業者等）等



◆建設業許可の要件

- ・経營業務管理責任者
- ・営業所専任技術者
- ・財産的基礎・金銭的基礎
- ・暴力団員でないこと 等

建設工事の適正な施工を確保するため、建設業に関する経営経験、技術者の設置、財産的基礎等についての要件を満たした事業者を許可

◆発注者別評価点

- ◎工事関連項目
（工事成績、技術者数、表彰実績等）
- ◎社会性関連項目
（防災協定、地元雇用等）

個別具体の契約の実態に即した一般競争を行わせられるよう、必要な資格を付加的に定める審査

【総合評価落札方式の評価方法】

◆技術提案者（入札参加者）の中から評価値が最大の者を契約の相手方として決定する。

技術評価項目

- 技術提案
- 工事の施工能力
〔実績、成績、手持ち工事量等〕
- 配置予定技術者の能力
- … 等

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}}$$

○ 完成工事高(X1)及び技術力(Z)を許可業種別に審査し、業種別に総合評定値(P)を算出。

項目区分		審査項目	最高点／最低点	ウェイト
経営規模	X1	完成工事高(許可業種別)	最高点:2,309点 最低点:397点	0.25
	X2	①自己資本額 ②利払前税引前償却前利益	最高点:2,280点 最低点:454点	0.15
経営状況	Y	①負債抵抗力 ②収益性・効率性 ③財務健全性 ④絶対的力量	最高点:1,595点 最低点:0点	0.20
技術力	Z	①技術職員数(許可業種別) ②元請完成工事高(許可業種別)	最高点:2,441点 最低点:456点	0.25
その他審査項目 (社会性等)	W	①労働福祉の状況 ②建設業の営業継続の状況 ③防災活動への貢献の状況 ④法令遵守の状況 ⑤建設業の経理の状況 ⑥研究開発の状況 ⑦建設機械の保有状況 ⑧国際標準化機構が定めた規格による登録の状況 ⑨若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況 ⑩知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況 (R3.4.1施行予定)	(現行) 最高点:1,966点 最低点:▲1,995点 (R3.4.1以降) 最高点:2,061点 最低点:▲1,995点	0.15
総合評定値	P	$0.25X1 + 0.15X2 + 0.20Y + 0.25Z + 0.15W$	最高点:2,143点 (R3年度以降 最高点:2,157) 最低点:▲18点	

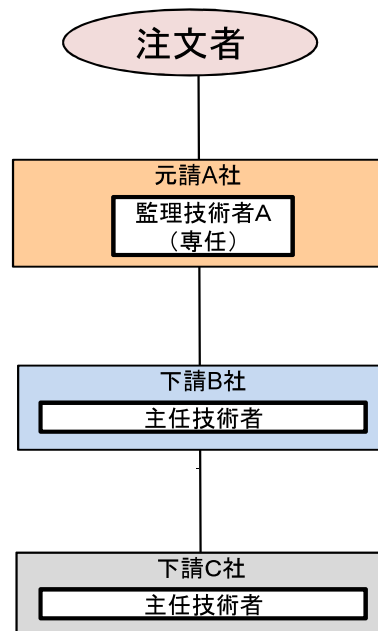
2. 技術力(Z) 技術職員数(Z_1)の改正

※令和2年10月1日施行

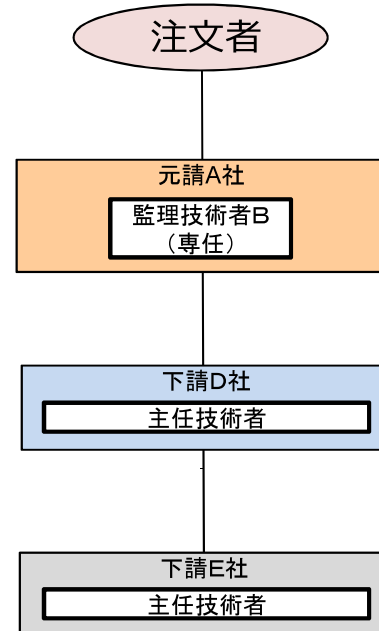
【現 状】

- ・ 建設工事の請負代金の額が3500万円（建築一式工事にあっては7000万円）以上である場合については、監理技術者は現場に専任の者でなければならない。

工事 1



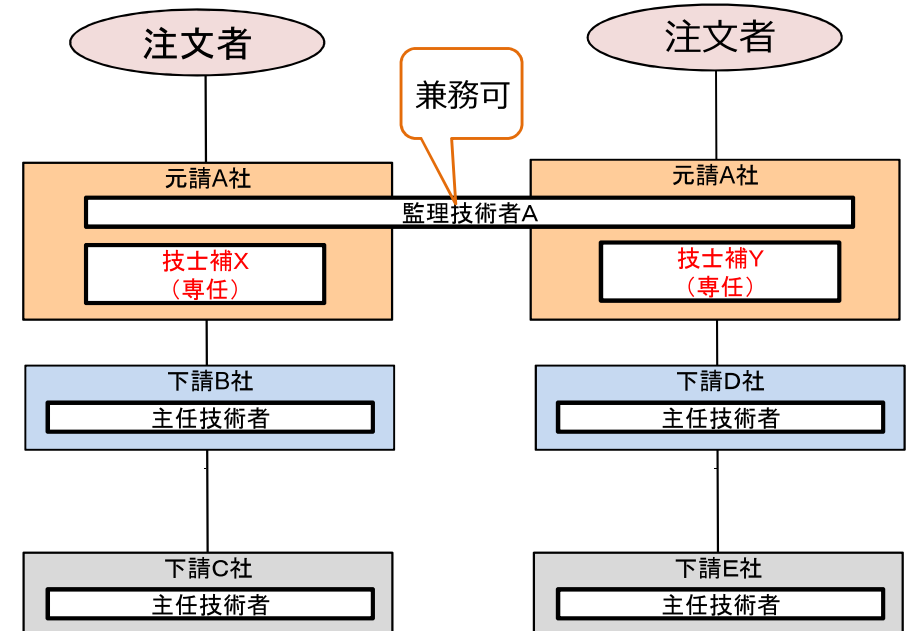
工事 2



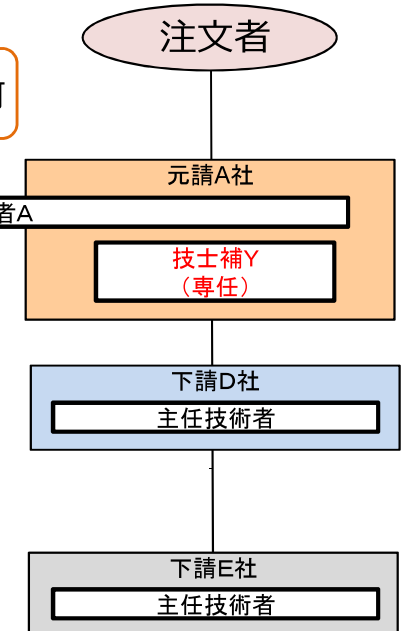
【改正後】

- ・ 監理技術者の職務を補佐する者として政令で定める者を専任で置いた場合には、監理技術者の兼務を認めることとする。（当面2現場とする予定。）
- ・ 政令で定める者は、今回創設する技士補制度のうち、1級の技士補であって主任技術者の資格を持つ者などとすることを検討中。

工事 1



工事 2



- 監理技術者を補佐する資格を有する者 = 「主任技術者となる資格」 + 「1級技士補」
- 監理技術者を補佐する資格を有する者は、少なくとも主任技術者となる資格を有する者であって、1級の第一次検定に合格した者であることから、主任技術者相当の評点(最大3点)より上位であり、監理技術者相当の評点(5点)より下位である、4点を付すこととする。

建設業の種類ごとの技術職員の評価(案)

	改正前	改正後
6点	監理技術者講習修了者	監理技術者講習修了者
5点	1級技士、技術士 等	1級技士、技術士 等
4点		監理技術者を補佐する者として配置可能な1級技士補
3点	登録基幹技能者講習修了者 レベル4技能者	登録基幹技能者講習修了者 レベル4技能者
2点	2級技士、1級技能士 レベル3技能者等 等	2級技士、1級技能士 レベル3技能者等 等
1点	実務経験10年 等	実務経験10年 等

(令和3年4月1日施行予定)

3. その他(社会性等) 労働福祉の状況(W_1)の改正

労働福祉の状況関係

現行

経営事項審査の「その他(社会性等)」の審査においては、法定労災の上乗として、任意の補償制度に加入している企業を評価している

○ 評価対象となる補償制度の提供者 (建設業法第27条の23第3項の経営事項審査項目及び基準を定める件(平成20年国土交通省告示第1196号))

全日本火災共済協同組合連合会 (中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営む者)
 公益財団法人建設業福祉共済団
 一般社団法人全国建設業労災互助会
 一般社団法人全国労働保険事務組合連合会
 保険会社 (保険業法第3条の規定に基づく免許を受けて保険業を営む者)

(平成17年改正保険業法附則第2条第1項に基づき共済事業を営む者)

○ 評価対象となる補償制度の要件 (経営事項審査の事務取扱いについて(通知)(平成20年国総建第269号))

労働災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第3章の規定に基づく保険給付の基因となった業務災害及び通勤災害(下請負人に係るものを含む。)に関する給付についての契約であって、下の①・②の要件を満たすもの

- ① 申請者の直接の使用関係にある職員だけでなく、申請者が請け負った建設工事を施工する下請負人の直接の使用関係にある職員をも対象とする給付であること。
- ② 原則として、労働者災害補償保険の障害等級第1級から第7級までに係る障害補償給付及び障害給付並びに遺族補償給付及び遺族給付の基因となった災害のすべてを対象とするものであること。

- 保険業法に基づいて設立された組織については、保険商品が上記の要件に適合しているかを確認して加点
- 保険会社以外の組織については、上記の4団体の補償制度であって、要件を満たしている契約を加点
 = 補償制度自体は要件を満たしていても、その商品の提供者が保険会社でない場合は、告示に列記されている4団体以外は加点していない状況。

改正案

中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営む者は、同法により補償制度の提供者としての適格性が担保されており、同法の規定に基づき共済事業を営む者との間で加点要件を満たす契約がなされた場合、経営事項審査上評価できるよう、所要の改正を行う。

○ (現行) 「全日本火災共済協同組合連合会」

○ (改正案) 「中小企業等協同組合法の認可を受けて共済事業を行う者」 (令和2年度中に措置措定)

保険業を営むことのできる者について

「保険」…人の生存又は死亡に関し一定額の保険金を支払うことを約し保険料を収受する保険、一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約し保険料を収受する保険その他の保険
(保険業法(平成7年法律第105号)第2条)

原則、保険業を営むには、内閣総理大臣の免許を受けなければならないこととされている(保険業法第3条)ところ、次の事業にあつては保険業法の適用除外とされている。

- 他の法律に特別の規定があるもの(保険業法第2条第1項第1号)
 =他の法律…「農業協同組合法」(JA共済)
 「水産業協同組合法」(JF共済)
 「消費生活協同組合法」(COOP共済)
 「中小企業等協同組合法」(現行では、加対象となる補償制度の提供者として日火連のみが告示上列記されているが、今般、同法に基づき共済事業を営む者との間の契約について加対象できるように改正)
- 地方公共団体がその住民を相手方として行うもの、学校がその学生を相手方として行うもの 等
(保険業法第2条第1項第2号)
- 保険業法等の一部を改正する法律(平成17年法律第38号)附則第2条第1項に基づく認可を受けた保険業
(このうち、建設業福祉共済団、全国建設業労災互助会、全国労働保険事務組合連合会が加対象)

保険業を営むことができる者

保険業法第3条に基づく内閣総理大臣の免許を受けた者
 =いわゆる保険会社
 (日本生命、損保ジャパン 等)

他の法律に基づく認可を受けて保険業を営む者
 =JA共済、COOP共済
 中小企業等協同組合法に基づく共済(全日本火災共済協同組合連合会、中小企業福祉共済協同組合連合会 等)

保険業法第2条第1項第2号に掲げる事業を行う者
 (地方公共団体、学校等)

その他、平成17年改正保険業法の公布の前から保険業を営んでいた者は、附則第2条第1項に基づく各行政庁の認可の下、当面の間保険業を営むことができる
 (建設業福祉共済団、全国建設業労災互助会、全国労働保険事務組合連合会)

中小企業協同組合法に基づく共済について

- 中小企業等協同組合法
 - …中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う者、勤労者その他の者が相互扶助の精神に基き協同して事業を行うために必要な組織について、当該組合の設立や、共済事業を行うにあたっての規制等を規定したもの。
- 当該法律に基づいて設立される組合に加入できる組合員の範囲
 - … 資本金3億円未満(小売業又はサービス業については五千万円、卸売業については1億円未満)
従業員の数が300人未満(小売業については50人、卸売業又はサービス業については100人未満)
業種に特段の制限はない(= **建設業者も組合員として加入できる**)
- 当該法律に基づいて共済事業(保険業)を営むためには、第二十七条の二の規定による認可を受けて組合を設立し、提供する共済の規程について法第9条の6の2の規定による認可を受ける必要がある。
- また、認可を受けて共済事業を営む者は、毎事業年度終了後、決算書を行政庁に提出する必要がある。
財務の健全性について確認された結果、**共済契約者の保護を図るために必要があると認められると、経営の健全性を確保するための改善計画の提出や、業務の全部又は一部の停止命令が出されることとなる。**
(法第106条の2)

- 
- 中小企業等協同組合法に基づいて共済事業を営んでいる者は、共済商品の提供者としての適格性に特段の問題はないものと判断される。
 - 現在においても、中小企業等協同組合法に基づいて事業を行っている全日本火災共済協同組合連合会との間の共済契約が経営事項審査上の評価対象となっている。

地域の建設業者における災害対応

- 近年、災害が頻発する中、災害の復旧や復興において、建設産業の果たす役割は益々大きくなっている。
- その中で、出水期における河川工事等、工事を施工するうえで一定の損害が生じるリスクを伴う場合もありうる。
- 公共約款においては、発注者と受注者のいずれの責にも帰すことができないものを不可抗力としているが、予見可能性の高いリスクによって生じた損害は不可抗力による損害に当たらないと考えられ、その解釈について明確化する必要がある。

課題認識と方向性

- 主に地域の中小建設業者が、地域の守り手として、災害の復旧や復興に係る工事にあたっているが、こうした工事は、リスクが高い中でも施工することが求められる場合がある。



- 近年の災害の頻発状況を踏まえ、リスクを伴う災害復旧工事においては、適切に対応されるよう、**不可抗力による損害について、解釈を明確化**する必要がある。

※（方向性案）公共約款における不可抗力の解釈及び不可抗力条項の取扱いの明確化

リスクの高い工事の途中で被災して生じた損害については、予め想定して対処すべきものもあると考えられる。公共約款第30条における不可抗力は、「天災等で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの」とされており、予見可能性が高く発注者において考慮すべきリスクについては、不可抗力の対象とならないことに留意する必要がある。

（参考） 公共約款の規定では、不可抗力による損害が生じた場合、損害額と損害の取片付け額の合計額のうち、請負代金額の1/100を受注者が負担することとされている。

参議院予算委員会会議録

201-参-予算委員会-2号 令和2年1月30日

○高瀬弘美君 公明党の高瀬弘美です。よろしくお願いいたします。

首里城跡の火災から間もなく三か月がたちます。地元には既に観光面など様々なマイナスの影響が出ておりまして、単に首里城を元に戻すのではなくて、より観光政策に資する形での復元をという声が強くなっております。国内外から多額の寄附金も集まり、国際的にも大変注目をされております。

発展的復元として、例えばですけれども、地元から御要望が来ております首里城周辺のまだ整備が完了していない中城御殿や御茶屋御殿なども含めて検討すべきと考えますが、沖縄県、那覇市や地域関係者との一層の連携について、総理の御決意をお聞かせください。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 首里城は、沖縄の皆さんが大切にしてきた、沖縄の皆さんの誇りとも言える極めて重要な建造物であります。

火災による焼失を受け、速やかに首里城復元のための関係閣僚会議を立ち上げ、私から、関係大臣を中心に政府一丸となって首里城の復元に全力で取り組むこと、観光振興など地元のニーズに対応した施策を推進することを指示したところであります。この閣僚会議において首里城復元に向けた基本的な方針を決定し、現在、これに従い、復元に向けた工程表の策定のための取組等を進めています。

令和元年度補正予算案においては、復元に向けた技術的な検討や瓦れきの撤去等のため八億円、首里城周辺等の観光振興のため五億円を計上したところであります。また、令和二年度予算案においても、首里城を含む沖縄の国営公園事業予算全体として、前年度から十億円を増額した約三十八億円を計上しており、この予算の中で首里城復元に向けた取組を着実に実施していきます。

国営公園事業である首里城の一日も早い復元に向けて、沖縄県や地元の方々の御意見も伺いながら、政府として責任を持って全力で取り組んでまいります。

○高瀬弘美君 ありがとうございます。

補正予算には、去年の台風や豪雨による被害を受けまして、災害対策が柱の一つとなっております。今回、これまで支援の対象ではなかった床下浸水など、家屋の損壊割合一〇%から二〇%についても修理支援の対象となりました。

今回この支援の対象を拡大した経緯を武田防災担当大臣にお伺いしたいと思います。

○国務大臣（武田良太君） 災害救助法による応急修理ですけれども、そもそも半壊しか認められなかったものを一部損壊まで拡充をいたしました。これは、修理することにより、

基本的に元の住家に住むということがこれ一つの要件になっていましたが、御承知と思いますが、十五号のとき、千葉県、甚大な被害を受けました。壁は破られ屋根は吹き飛ばされ、そしてその後、立て続けに強風や大雨というものが襲ってまいりました。著しく生活に支障を来す家屋というのが多数発生いたしたことにより、これは何とかしなければならぬし、地元からも強い要望がありましたので、半壊から一部損壊まで認める、そして、被害状況が一〇%から二〇%未満、先生おっしゃるようにそうした条件付でありますけれども、制度を拡充したわけであります。

床下浸水、床下浸水被害についての御指摘でありますけれども、床下浸水につきましても、被害状況によってはしっかりとした手だてを打ったケースもあります。しかし、全て床下浸水を認めてきたわけではありません。それは、あくまでもそれぞれの家屋の被害状況というものをしっかり精査した中で正しい判断を今日までしてきたと思っております。

○高瀬弘美君　ありがとうございます。

おとしは福岡県の、また昨年は佐賀県の水害の現場にも入らせていただきましたけれども、家財が泥水につかり、畳を上げて片付けをされている方々の姿を忘れることができません。今回のこの制度が恒久化をされ、昨年の佐賀の水害も対象となると伺っておりますけれども、このことに心から感謝を申し上げたいと思います。

そうした中で、福岡県の朝倉市では、二年半前に起こりました九州北部豪雨の水害からの河川の復旧工事が今も終わらず続いております。そういう中で、昨年、復旧工事の途中でまた豪雨被害に遭うということも起こり、河川の復旧工事をしていた業者は、資材と機材も流されてしまいました。

こうした場合、一般的に、不可抗力での損害については請負業者が受注額の百分の一までは負担するとなっておりますが、河川の工事など規模の大きなものになりますと、百分の一であっても大きな金額となります。朝倉や東峰村での災害復旧は山奥での工事となり、人手不足や災害による資材の高騰などで厳しい環境での工事となっておりますので、こうした災害に遭って自己負担が発生するという状況では、業者に工事を請けてもらえなくなるのではという危惧もしております。

私がお聞きしましたケースにおきましても、業者が百万円以上、この災害復旧中の災害によって御負担をされたと聞いております。少なくとも、災害復旧工事中に災害に遭った場合については業者に負担を求めることがないように検討すべきと考えますが、赤羽国土交通大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣（赤羽一嘉君）　今、公共工事の標準請負契約約款について御紹介いただきましたとおり、不可抗力による損害が発生した場合には、工事請負金額の百分の一を超える損害額については発注者が負担し、百分の一までが請負者が負担すると。これも特例ではあります。民法では全額請負者が負うということですが、請負が弱い立場であるということで特例であります。

他方、災害時の復旧復興工事は、これは、資材が高騰するとか人手を集めるのが大変だという特殊な事情を鑑みて、復旧の場合の公共工事の入札契約で幾つか特例、特別な対応をしております。一つは、随意契約も認めたりとか、また、資材が高騰しているので、実際に見積りを生かして適切な積算を行うと、いつもより高い値段で工事を発注すると、こうしたことを工夫しております。

そして、その中で、今言われたような再度災害みたいなことが発生した場合には、現場では今どういうふうな指導をしているかということ、設計の変更をして、現場の実情を踏まえた適切な工事の請負金額をもう一回積算しろということを現場では取組を進めていまして、そうしたことを地方公共団体も含めて周知を図っているところでございますが。

今、高瀬委員から言われたように、具体的に福岡県の事例もいただきましたので、個別にもちょっと確認もさせていただきますが、そもそも建設業者は、人手不足の中で地域の守り手として、災害ではもう本当に真っ先に、自ら被災されながら、商売抜きに我がふるさとを守っているんだという尊い使命と責任果たしていただいております。

そこがなくなると災害対応というのは実際できなくなるという大変危機感も感じておりますので、災害復旧工事において大事なことは、適正な利潤が確保されるということを最優先に考えていかなければいけないという観点から、そうしたことがどのぐらいあるのか、中央建設業審議会とも相談しながら、実態をまずよく調べさせていただいて、これが常態するようなことであれば、具体的に改善策を講じるように指示したいと思っております。

以上です。

○高瀬弘美君 大臣、ありがとうございます。

今回例として挙げさせていただきました朝倉は、中小零細企業の事業者の方が一生懸命頑張っている地域でございます。まだこうした例は少ないかもしれませんが、これだけ災害続きますと、災害復旧工事中にまた災害に遭うということも起こり得ると思いますので、是非とも前向きな御検討をお願いしたいと思います。

ほかにも、今回の補正予算の中には、小中学校におけます一人一台の端末整備など大切な項目がたくさん含まれておりますので、補正予算の成立後には、政府におかれましては速やかな執行をお願い申し上げて、私からの質問とさせていただきます。

ありがとうございました。

○委員長（金子原二郎君） 以上で高瀬弘美さんの質疑は終了いたしました。（拍手）

行政

災復時損害を明確化/受注者の負担なしに/国交省

[2020-07-22 1面]

国土交通省は、近年の災害の頻発状況を踏まえ、リスクの高い災害復旧工事で生じた損害について、受注者の負担とならないよう対応を図る。現状、公共工事標準請負契約約款（公共約款）では天災など受発注者いずれの責めにも帰すことができない不可抗力による損害が発生した場合、損害額と損害の取片付け額（取り壊し・片付け費用など）の合計額のうち、請負代金額の100分の1を受注者が負担することとされている。この規定について、出水期中の被災地域の復旧工事など災害リスクに一定の予見可能性がある場合には、不可抗力による損害には当たらないとの解釈を明確化する。

建設工事の標準請負契約約款を作成・勧告する中央建設業審議会の総会（20日開催）で、災害対応の課題認識と方向性として報告した。

災害復旧での受注者の損害負担については、1月30日の参議院予算委員会で高瀬弘美議員が質問し、国交省に対応を求めている経緯がある。高瀬議員は、2017年九州北部豪雨の復旧工事の施工に当たっていた事業者が途中で豪雨被害に遭い資材と機材が流され、100万円以上負担したという事例を提示。「河川の工事など規模の大きなものになると、100分の1であっても大きな金額となる。朝倉や東峰村での災害復旧は山奥での工事で、人手不足や災害による資材の高騰などで厳しい環境となっているので、こうした災害に遭って自己負担が発生するという状況では、業者に工事を請けてもらえなくなるのではという危惧（きぐ）もしている」と指摘した。

答弁に立った赤羽一嘉国交相は、地域建設業抜きには災害対応ができなくなるという危機感を感じているとした上で、「適正な利潤が確保されるということとを最優先に考えていかなければいけないという観点から、中央建設業審議会とも相談しながら、実態を調べ、常態化するようなことであれば具体的に改善策を講じるように指示したい」と応じていた。

SANKEN
ENVIRONMENTAL ENGINEERING

空気と水の環境創造企業

三建設備工業

〒104-0033 東京都中央区新川 1-17-21 茅場町ファーストビル TEL03(6280)2561
https://skk.jp

THE DAILY ENGINEERING & CONSTRUCTION

日刊建設工業新聞

記事 電話03-3433-7161 mail-ed@decn.co.jp 購読 電話03-3433-7152

発行所 日刊建設工業新聞社 〒105-0021 東京都港区東新橋2-2-10 電話

リスク伴う
災害復旧工事

国土交通省は近年頻発する自然災害を踏まえ、リスクを伴う災害復旧工事が適切に行われるよう、「不可抗力」による損害の解釈を明確化する。公共工事標準請負契約約款では天災など受発注者に責任がないものを不可抗力としている。予見の可能性が高いリスクにより生じた損害は不可抗力の対象外と解釈する。不可抗力による損害額の受注者負担をなくす考えだ。

不可抗力の解釈明確化

国土交通省は近年頻発する自然災害を踏まえ、リスクを伴う災害復旧工事が適切に行われるよう、「不可抗力」による損害の解釈を明確化する。公共工事標準請負契約約款では天災など受発注者に責任がないものを不可抗力としている。予見の可能性が高いリスクにより生じた損害は不可抗力の対象外と解釈する。不可抗力による損害額の受注者負担をなくす考えだ。

リスクの高い災害復旧工事に従事する受注者が、不可抗力で生じた損害額の1%を支払うようになっている。地域の中小建設業者は「地域の守り手」として、災害復旧工事でリスクが高い中でも施工することが求められる。災害復旧工事のうち、出水期の河川工事など一定の損害が生じるリスクを伴う場合もある。

交訓 田官 栗次
自然災害 機敏に対応
現場の努力を社会へ発信

21日に就任した国土交通省の栗田卓也事務次官が東京・霞が関の省内で職員に訓示した。写真。危機管理や自然災害への機敏な対応が国交省の本質とした上で、「現場業務が大事。現場の努力を世の中に的確に伝えるため、社会とのコミュニケーションに努めていきたい」と強調した。

新型コロナウイルスの感染予防対策を機にワークスタイル改革が前進。若手職員が自ら考え始めていることを受け、「一緒に考えていた。

向性を提示。公共約款の条項で不可抗力は「天災などで発注者と受注者いずれの責めにも帰することができないもの」とされている。予見でき発注者が考慮すべきリスクは、不可抗力の対象にならないと考える方向だ。

国交省は今後、リスクの高い工事など詳細を詰めた上で、不可抗力による損害の解釈を地方自治体に示す予定だ。

夜間の足元を明るく照らす（東京ビッグサイト敷地内）



太陽光発電

大林道路ら 舗装用ガラ
夜間の注意喚起

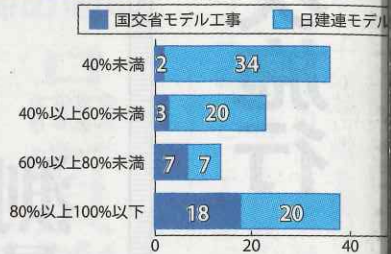
ガラスに文字やイラストを印刷すれば夜間の注意喚起や情報発信、イルミネーションに活用可能だ。ソーラーウェイは太陽光パネルとガラス導光板を複層状に組み合わせた。パネ

事業者登録と技能者登録の状況

事業者登録(全体)



技能者登録(全体)



らに登録率が高かった。登録手続きに対し、元請会社は「比較的スムーズだった」「手間はかかるができないことはない」との回答が合わせて8割に上る一方、下請会社は半数の4割にとどまる。「非常に苦勞している」との回答は元請の3倍以上の6割近くに達し、手続きの煩雑さを訴え

日刊建設工業新聞
オンラインサービス

今すぐ登録ください

新聞をPDFで読める、過去の記事が検索できる「日刊建設工業新聞オンラインサービス」は、ご購入1部につき1会員の発行が可能です。次のURLにアクセスしたら「今すぐ会員登録する」ボタンをクリックです。ぜひ、ご登録下さい。

https://www.decn.co.jp/onlineservice/Logins

災害対応の地域建設業に配慮

「不可抗力」解釈明確化へ

予見性高い損害は非該当の方向

国土交通省は、地域の守り手として活躍する建設業者が、リスクの高い災害復旧工事で不可抗力により損害が生じた場合でも、建設業者に損害のしわ寄せがいかないよう配慮するための検討を進める。この検討により、公共工事標準請負契約に明記された不可抗力の解釈を明確化した。予見可能な高いリスクで生じた損害は、受注者も本来、負担しなければならない不可抗力による損害に「該当しない」とする方向で検討を進め、その明確化により地域の守り手が安心して災害対応に当たることのできる状況を実現したい意向だ。

中、公共約款では特例として1%の負担を求めている。答弁。建設業者は人手不足の中、地域の守り手として災害時には真っ先に、自ら被災しているにもかかわらず、我々がふたつを背負っている。被災した業者は、被災地を支援する責任を果たしている。被災地を支援する責任を果たしている。被災地を支援する責任を果たしている。

外力強大化考慮の設計を 港湾の防災・減災で答申案

国土交通省は20日、相次ぐ台風被災と熊本地震の教訓を念頭に、港湾施設の総合的な防災・減災対策のあり方を審議する「交通政策審議会港湾分科会防災部会」(会長・小林潔司京都大学大学院特任教授)の第5回会合を開催した。

今回、部会としての答申案「今後の港湾におけるハード・ソフト一体となった総合的な防災・減災対策のあり方」を大筋で了承し、部長一任で決し議論を締めくくった。

国土交通省は近く、交政審へ提出される。この答申案は、12年6月に答申した「港湾における地震・津波対策のあり方」以降に新たに発生した災害で得られた知見などに基づき、港湾の防災・減災対策の基本的方向性を示すものとなっている。また、答申案は、災害発生する事象を想定外から想定内にすること、を可能にするべきとしている。

頻発化・激甚化する台風風被害への対応について、答申案は近く、交政審へ提出される。この答申案は、12年6月に答申した「港湾における地震・津波対策のあり方」以降に新たに発生した災害で得られた知見などに基づき、港湾の防災・減災対策の基本的方向性を示すものとなっている。また、答申案は、災害発生する事象を想定外から想定内にすること、を可能にするべきとしている。

動の影響への対応についても触れている。今後、建設や改良を行う港湾施設では、引き続き施設を供用できるようにするため、将来の外力強大化を考慮した施設設計の必要性も強調している。

このほか、浸水発生時の被害を軽減するため、護岸やコンテナミナール、臨港道路を対象に、電源喪失やコンテナ流出も含め、波浪・高波に対する脆弱性評価と、予防対策が必要な箇所を優先順位付けし計画的に対策を講ずる必要があるとしている。

CCUS入口段階に課題

モデル事業フォローアップ結果 登録「非常に苦勞」下請6割

日本建設業連合会(山内隆司会長)は、「日建連CCUS推進モデル事業」のフォローアップ調査結果を明らかにした。調査対象は19年12月に決定したモデル事業現場13現場。中止1現場と竣工済1現場を除いた11現場の取組状況をみると、事業者登録は80%以上が49現場技能者登録では60%以上が5281現場)のモデル事業決定後、半年が経過した6月時点の取組状況をみると、事業者登録については、「40%未満」が24現場(国交省モデル工事2、日建連モデル現場22)、「40%以上60%未満」が15現場(国交省モデル工事1、日建連モデル現場14)、「60%以上80%未満」が23現場(国交省モデル工事6、日建連モデル現場17)、「80%以上100%未満」が49現場(国交省モデル工事21、日建連モデル現場28)となっている。事業者登録80%以上が49現場と約半数を占めた。国交省モデル工事は30現場のうち21現場が80%以上の事業者登録を達成している。フォローアップでは、モデル事業参加者に登録手続き等に対する見解・感想を元請下請別に調査した。

元請会社の回答は、「比較的スムーズだった」9%、「手間はかかるが得意でないことはない」70%、「非常に苦勞している」17%、「無回答4%」となっている。

一方、下請会社の回答をみると、「比較的スムーズだった」3%、「手間はかかるが得意でないことはない」36%、「非常に苦勞している」59%、「無回答2%」となっている。この回答が59%を占め、元請回答の3倍以上となっている。

日建連は、今回のフォローアップで、「特に国交省モデル現場ではCCUS普及が進展」とした上で、「公的発注者の支援や位置付けの明確化がCCUS普及に有効」としている。今後、登録率の進捗が滞っている部のモデル現場に対し、建設業振興基金との協力に基づくアドバイザーや相談業務などのテクニカル支援を。あわせて、回答下請企業の約6割を占めた「非常に苦勞している」との回答を受け、下請企業への対応策を検討する方針。CCUS開発・運営の方向性の中で、システム登録や入力情報の円滑化に向けた入口段階の簡素化」を検討していく必要性もあるとの見解を示している。



栗田 新事務次官

栗田 現場と倍 責任感を

国土交通省幹部の人事異動が発令された21日、東京・霞が関の国土交通省本庁内では、新事務次官栗田卓也と旧事務次官栗田新の交代が行われていた。栗田卓也は、旧事務次官栗田新の交代が行われていた。栗田卓也は、旧事務次官栗田新の交代が行われていた。

国交省

景観計画提案者を拡充

国土交通省は、景観法省令の一部改正を、景観法省令の一部改正を行う。今回の省令改正は、改正都市再生特別措置法が6月に公布されたことを受けて行う。同法では、居心地が良く歩きたくなるまちを創出するための「まちなかウォーク」を推進する。このため、「まちなかウォーク」の事業主体に、民間事業者や都市再生法人を加えることとしている。

健康情報一元

健康情報一元管理システム。健康情報一元管理システム。健康情報一元管理システム。健康情報一元管理システム。